

中野区みどりの基本計画の改定について

区の“緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画”である「中野区みどりの基本計画」についてパブリック・コメント手続を実施し、意見等を踏まえて改定したので報告する。

1. 中野区パブリック・コメント手続の実施結果

- ◇案件名 中野区みどりの基本計画
◇意見募集期間 平成21年07月10日（金曜日）から
平成21年07月31日（金曜日）まで

（1）意見の提出 : 4人・16件

◇提出方法別意見提出者数

提出方法	人数
電子メール	2人
ファクシミリ	0人
郵送	1人
窓口	1人
計	4人

◇意見の内訳

項目	件数
1 計画の基本的な考え方（第1章）について	3件
2 中野区のみどりの実態と課題（第2章）について	5件
3 のぞましいみどりの姿と基本方針（第3章）について	2件
4 計画実現のために（第6章）について	1件
5 その他	5件
計	16件

（2）提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

◇項目1 計画の基本的な考え方（第1章）について（3件）

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	みどりの定義として「樹木や草花などの植物のある空間だけではなく、その空間に生息・生育する虫や鳥をはじめとする生物、みどりと一体をなす水や大気などとともにとらえ、こうした環境全体とそこに生きる私たち人間の好ましい心の趣きも含んでいます。」とすべきである。	「中野区みどりの基本計画」で扱う「みどり」の定義としては、『植物だけではなく、それらを含む周辺の土地や空間』も対象としています。そして、本計画において中野の「みどり」を今後どのように保全・創出していくかを示しています。その結果として、区民のうるおいや安らぎ等を実現することを目指しています。

No.	提出された意見の概要	区の考え方
2	<p>「計画の目的」の注記として、都市緑地法第3条における「緑地」とは、「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって良好な自然環境を形成しているものをいう。」を引用し明記すべきである。改定案に緑地の定義を行っていないため、単に先験的な使用となっている。</p> <p>また、成案時の資料として、日本の都市計画における緑地の定義と歴史についても公表すべきである。</p>	<p>パブリック・コメント公表案p3～p4において、「緑地」として取り扱っている範囲について具体的に表示しているところですが、ご意見を踏まえて、「緑地」の概念・定義について本計画中に注釈を加えます。</p> <p>後段のご意見に関しては、本計画は歴史を振り返ることが目的ではありませんので、資料に盛り込む内容ではないと考えます。</p>
3	<p>公表案は以下の点で「中野区みどりの保護と育成に関する条例」に違反しているため、条例にそった改定案につくりかえ、再提出することを求める。</p> <p>①警察大跡地の公園について、従前の計画である4haが1.5haになる。また樹木のみどりから壁面緑化、屋上緑化に移行してきている。公園の南側には高さ100m、幅150mの巨大なビルが認められる計画であり、従前の計画から質的にも量的にも後退したものである。</p> <p>②計画目標を従前の「緑地率」から「みどり率」に変更された。航空写真をもとにした「みどり率」では緑色のペンキで塗られた屋上も「みどり」に含まれてしまう。</p> <p>また、従前の計画では2011年までの10年間に公園面積が10ha増加して42.7haになっているが、改定案では2018年までの10年間で6ha増加の45.5haとなっていて、計画目標が量、質で後退している。</p> <p>③これまで都市計画マスタープランが中野駅周辺まちづくりに合わせる形で一部修正されてきたという経緯から、上位計画に合わせ今回の改訂を進めるとの説明は理屈に合わない。</p>	<p>公表案は、区民のご意見を伺いながら、改定前の旧計画を見直し、実現性を考慮した施策を具体的に方向づけたものであり、また、「中野区みどりの保護と育成に関する条例」に沿っていますので、案を再提出することはできません。</p> <p>警察大跡地等跡地の「中野中央公園」の規模や配置については、中野駅至近の立地を生かし、土地の高度利用を図りながら安全で快適なオープンスペースを確保する方針のもとに、中野四丁目地区地区計画と同時に都市計画決定したものです。公園周辺の公共空地等と合わせ3ha以上の空間を確保します。</p> <p>計画の目標は従前の「緑被率」を「みどり率」に変更しています。これは、緑被率を表す緑被面積（植物に覆われた面積）に河川等の水面の面積と公園の内の緑に覆われていない区域の面積を加えたものです。従前の「緑被率」も今回の「みどり率」も航空写真を基にする同じ方法で算出していますが、ペンキで塗られた屋上は含んでいません。（なお、従前も今回も「緑地率」を併記して示しています。）</p> <p>公園面積の目標は、今後10年間で用地取得・整備の可能な面積を目標値として設定しています。それ以外にも用地取得・整備が可能な場所があれば確保に努めます。</p> <p>新しい「中野区みどりの基本計画」は、「中野区都市計画マスタープラン」（平成21年4月改定）や「中野区基本構想」（平成17年3月制定）に沿った内容としています。</p>

◇項目2 中野区のみどりの実態と課題（第2章）について（5件）

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	<p>緑地を機能面に限定して「都市施設である緑地」「制度上安定した緑地」「社会通念上安定した緑地」に分類しているが、法による緑地の分類との整合性が見られない。法律やそれにもとづく事例分類に照らして中野区の緑地を歴史的・空間的に把握することが、中野区らしい快適なまちづくりを構想するための基本的な作業として必要である。少なくとも江戸時代以降の中野の土地利用の変遷の歴史と、農村の郊外化、郊外の都市化といった具体的な郷土としての中野のありさまを記述すべきである。</p>	<p>区内に現存する緑地の整理を公表案のような分類で整理することは特段問題ないと考えます。法による位置づけに基づく分類では、法律上の位置づけのないものが整理できない課題が生じます。</p> <p>江戸期以降の市街地形成過程、土地利用の変遷といった過去の歴史に関わる内容は、今後10年間の「みどり」の保全・創出について方向づけることを目的とする「みどりの基本計画」の中に記述する内容ではないと考えます。</p>
2	<p>植生の定義がなく、事前調査の資料も添付されていない。少なくとも、区民参加で現存植生図の作成を行うべきことを提言すべきである。また、今後、区民の合意を得て、中野区の本来の植生を部分的に回復していく努力義務について明記すべきである。改定案には、シイ・タブ・カシ・ツバキなど固有種に関する記述が1回もない。</p>	<p>「植生」という用語は本計画中に1回使用していますが、この使い方においては定義を示すまでの必要はないと考えます。平成19年度に実施した緑の実態調査の成果は区ホームページ、図書館等で公開しています。</p> <p>「中野区みどりの基本計画」では、今あるみどりを保全することや新たにみどりを創出するための基本方針を示していますが、個別の樹種を対象とするのではなく、みどり全体を対象としています。</p> <p>特定の樹種を増やすあるいは減らすといったような記述は行いません。</p>
3	<p>歴史とは何かの定義がなく、一般的であいまいな記述がなされている。</p> <p>中野区登録文化財・指定文化財一覧は中野区で一般区民に普及・啓発されているとはいえないのが現状であり、改定案で、特にこの記事に関して項目を設け、歴史的な景観としての緑地について、その意義を公表し保全する義務がある。</p> <p>東京都の「歴史的景観保全の指針」（2008年）に記述されている目標項目「1 歴史的景観の価値を理解し、将来に伝える。（歴史的な建物などの眺望を遮らないようにする。歴史的景観の調和を大切にする。）、2 魅力ある歴史的なまち並みを創る、育てる。」を転記して明記すべきである。中野区内に東京都選定歴史的建造物はないが、今後、悉皆調査を行うことで、第二次世界大戦以前の郊外住宅が発見される可能性があることから、東京都の歴史的景観保全の指針を改正案に盛り込んで、区民に周知を図るべきである。</p>	<p>「中野区みどりの基本計画」で取り上げている「歴史」のあるみどりとしては、地域の中に昔から存続している社寺林などのみどりを指し、それらの保全や活用の方針を記述しています。</p> <p>中野区登録文化財は現在117件ありますが、そのうち「みどり」の登録文化財はただ1つ（歴史民俗資料館敷地の「醤油屋のしいの木」）しかありませんので、中野区登録文化財一覧等については、「みどりの基本計画」において取り扱う内容ではないと考えます。</p> <p>また、歴史的な建物などの景観に関しては、「みどり」を対象とする「みどりの基本計画」で取り扱う内容ではないと考えます。</p>

No.	提出された意見の概要	区の考え方
4	東京の都市計画の歴史である「環状緑地帯計画」(1939年)や、首都圏整備法(1957年)に基づくグリーンベルトの設定、首都圏近郊緑地保全法(1966年)に基づく近郊緑地保全区域の指定といった歴史に項目を割いて記述を行ない、東京の都市計画における中野の歴史的な位置を再確認しなければならない。	広域的な観点からのみどりの保全・創出及びネットワーク形成の重要性については十分認識しています。「みどりの基本計画」では、今後10年間で区内の公園や社寺林、河川沿いのみどりなどの連続性を高め、みどりのネットワークの形成に努めることとしています。 ご指摘の環状緑地帯計画、グリーンベルトは、既に廃止された、過去の計画であり、また、首都圏近郊緑地保全区域は中野区を含めた23区には指定されていませんので、これらの歴史は「みどりの基本計画」に記述する内容ではないと考えます。
5	改定案には「生物多様性」の記述が4回見られるが、「生物多様性」の定義がない。また、生物多様性基本法(2008年施行)についても本文で記述し、付属資料にこの前文を掲載すべきである。 昨年発表されたTEEBにおける記述など世界的な生物多様性の動向も踏まえ、環境省による「生物多様性に関する国民の行動リスト」に基づく生物多様性の保全に向けた取り組みを明記しなければならない。	公表案の中で、生物多様性に寄与するものとして、公園整備による生物の生息場所の確保、公共施設の緑化や民有地のみどりの保全や緑化推進によるネットワーク化を記述しているところですが、ご意見を踏まえて、「生物多様性」定義について、生物多様性基本法の制定を含めて記述を追加します。

◇項目3 のぞましいみどりの姿と基本方針(第3章)について(2件)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	大規模な公園は天災国日本には絶対に必要で、警察大跡地の防災公園はたとえ4haでも足りないくらい。緑が分断されていて、あるところとないところでアンバランスな感じがする。	「中野区みどりの基本計画」では、防災に寄与する公園の整備を計画的に進めることとしており、配置上の課題であった南部地域に大規模な公園を新たに整備する計画としています。
2	まとまった緑がごっそりなくなって、年々住宅地が砂ばく化している。一軒家だった跡に3階建ての家がびっしりと建ち、木立もほとんどない。また、敷地境界をブロックで囲うために生物の移動を妨げている。植えられる樹種も限られていて周囲に調和しないものが多いが、土地にあったものにすべきだ。住民の緑や環境に対する意識が低く、歴史のある樹木に価値を持たない人がかなりいて、簡単に切ってしまう。樹木の立ち枯れが多く見られるが植え替えられることがない。 住宅地の四つ角の三角地帯に木を植えてもいい。街路樹に常緑樹も植えることにより冬でもみどりがあるようにするとよい。ミニ開発の宅地にも空間が必要で、共通の緑地をもっと作るべきだ。	民有地の緑についての対策としては、「中野区みどりの保護と育成に関する条例」により、新築・改築時における一定の基準に沿った緑化計画書の提出による緑化の義務化や、保護樹木・保護樹林の指定に基づく保護などに取り組んでいます。 「みどりの基本計画」において、屋敷林の地域住民による保護、保護樹木の管理の充実、生き物の生息できる場所の保全、緑化指導による既存樹林の活用、緑化計画制度の緑化基準の見直し、街路樹の整備、沿道緑化の推進等を方向づけています。 また、区民の責務として区民自らがもしくは区民同士が協力して緑化に取り組むように、啓発に努めます。

◇項目4 計画実現のために（第6章）について（1件）

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	国の低炭素社会に向けての基本政策を踏まえて、中野区を全面的に低炭素社会に切り替えていくことを宣言するよう、「6-3周辺区・東京都・国との連携」を書き換えなければならない。	「中野区環境基本計画」において低炭素社会に向けた目標設定と行動計画を方向づけ、これを踏まえて「みどりの基本計画」では、「低炭素社会」という言葉は用いていないものの、公園の整備や既存公園への植栽によるみどりの確保や公園内で周辺に支障にならない既存樹木の無剪定化など、二酸化炭素の吸収源となるみどりの増量や、屋上緑化・壁面緑化、落ち葉などのリサイクルの推進を方向づけています。

◇項目5 その他（5件）

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	今後は総人口の4%（2009年7月現在）を占める外国人登録者へも配慮し、少なくとも概要版の英語・中国語・韓国語版作成による行政情報の普及・啓発を図らなければならない。	現在区では防災に関わる情報や暮らしのルールに関わる情報など日常生活上不可欠な情報を中心に区報等により外国語で情報提供しています。「中野区みどりの基本計画」の外国語版をつくる計画はありません。
2	これまで新しい計画や改定がなされてもなかなかよい変化を具体的に感じる事がなく、むしろ規制緩和などによって悪化していると思えることが多い。効率優先、利便性優先の世の中では現代日本人の意識改革が必要で、よい環境を作るにはもっと厳しく住民に義務を規制することが必要だ。今の地球規模の厳しい環境変化に対応すべく法律を変えたり新しく作る柔軟性も必要だ。中野区独自のやり方があってもよいのでは。	中野区では「みどりの保護と育成に関する条例」を制定し、区民による緑化義務について規定しています。また、「中野区みどりの基本計画」では、みどりの保全と緑化推進のための区独自の区民による取り組みを方向づけるとともに、みどりに関する区民の関心を高めるよう啓発に努めることを規定しています。
3	パブリック・コメント手続は区の見解公表を終えて終了するので、誤った解釈をしないようにしてほしい。パブリック・コメント手続の意思決定のあとに結果公表となっていることは理解しがたい。（他の自治体でも同様だが）決定前にパブリック・コメントの意見募集の結果を区民、議会等へ報告するようにしてほしい。 計画の決定を、拙速な手続で行わないようにしてほしい。	「中野区みどりの基本計画」の策定に際してのパブリック・コメント手続は、「中野区自治基本条例」に則り、極めて適切に行っています。そして、同条例に基づく「中野区パブリック・コメント手続に関する規則」第10条に沿って、計画についての意思決定の上で、提出された意見の概要及び区の考え方、修正内容を公表するものです。 また、パブリック・コメント手続の前の案の作成段階において、手厚く区民のご意見を伺う機会を設けてまいりました。 計画の決定は、決して拙速に進めてはおりません。

No.	提出された意見の概要	区の考え方
4	写真やイメージイラストもすべてに意味があるので、パブリック・コメント意見募集の公表案と策定後の製本の内容が異なるものとならないようにしてほしい。変更した場合は理由を含めた「新旧対照表」を作成し公表してほしい。	よりわかりやすくするためや、製本の都合上から、レイアウトの変更や写真の追加を行う場合がありますが、それは内容の変更ではありません。
5	現行の「中野区みどりの基本計画」は構成も見やすく関心が持てた。改定案は残念ながらよくわからない。	構成は基本的に改定前の旧計画と同じにしていますし、旧計画と比べれば、よりわかりやすく具体的になったと考えています。

(3) 提出された意見により修正した箇所

◇修正した箇所（新旧対照）とその理由

No.	ページと行		修正箇所（新旧対照）		修正した理由
			パブリック・コメント 公表案	修正内容 (新しい「中野区みどりの基本計画」)	
1	P1	9行目	・地球温暖化現象の顕在化、 <u>生物多様性の確保</u> などの課題・	・地球温暖化現象の顕在化、 <u>生物多様性^{※1}の確保</u> などの課題・ (注)	項目 2 No. 5 の意見の反映
2	P1	脚注に追加		<u>※1 生物多様性：平成20年6月に環境基本法に基づき、生物の多様性を保全しその恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的として「生物多様性基本法」が制定されている。生物多様性とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。</u>	
3	P3	13行目	1) <u>緑地の確保状況</u>	1) <u>緑地^{※3}の確保状況</u>	項目 1 No. 2 の意見の反映
4	P3	脚注に追加		<u>※3 緑地：樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。(都市緑地法第3条)</u>	

(注)「※1」の挿入に伴い、15行目の「※1」と23行目の「※2」の番号が1つずつずれる。

2. 中野区みどりの基本計画の内容

別添資料のとおり

3. 改定の経過と今後の予定

<平成20年>

- 5月29日 中野区みどりの基本計画改定基本方針策定
- 6月11日 区議会第二回定例会（建設委員会）報告
- 6月13日 区議会（環境対策特別委員会）報告
- 10月17日 区議会第三回定例会（建設委員会）報告
- 10月27日～11月24日 中野区の将来のまちづくりに関する意見交換会（17会場）
（都市計画マスタープラン改定と合同開催）

<平成21年>

- 1月23日 区議会（建設委員会）報告
- 1月23日～2月1日 中野区の将来のまちづくりに関する意見交換会（7会場）
（都市計画マスタープラン改定と合同開催）
- 2月9日 区議会（建設委員会）報告
- 5月12日 中野区みどりの基本計画改定素案策定
- 5月12日 区議会（建設委員会）報告
- 5月19日～5月24日 みどりの基本計画に関する意見交換会
「みどりの基本計画改定素案について」
- 6月2日 中野区みどりの基本計画改定案策定
- 6月9日 区議会第二回定例会（建設委員会）報告
- 7月10日～7月31日 パブリック・コメント手続
- 8月31日 中野区みどりの基本計画策定

- 9月7日 区議会（建設委員会）報告
- 9月中旬～ みどりの基本計画（本文）をホームページに掲載
策定した旨を区報に掲載

中野区みどりの基本計画

中 野 区

中野区みどりの基本計画の改定にあたって



このたび中野区は、平成30年を目標とする今後10年間における、区の緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画となる「中野区みどりの基本計画」を改定しました。

これまで、平成13年に策定した旧「中野区みどりの基本計画」に基づいて、北部防災公園（江古田の森公園）の整備や区立学校の校庭芝生化、生垣助成、緑化計画基準の見直しなどに取り組んでまいりました。そのような中で、みどりの基本計画が整合性を確保すべきとされている「中野区基本構想」や「中野区環境基本計画」がそれぞれ平成17年、平成20年に新しく定められました。また、みどりの基本計画の根拠法である「都市緑地保全法」が平成16年に「都市緑地法」に改正されるとともに、旧基本計画の目標年次である平成23年が近づいてきたことなどを踏まえて、「中野区都市計画マスタープラン」の改定と並行しながら、必要な見直しを行ったものです。

新しい「中野区みどりの基本計画」においては、みどりの将来像を旧基本計画から受け継ぎ、『みどりを守り みどりを生みだし 自然の息吹を感じ 環境と共生するまち』と設定した上で、防災機能を持った公園の整備や道路・公共施設など公有地の緑化を推進するとともに、住宅地など民有地の緑地の保全、創出を図るための施策を展開していくことなどを方向づけています。

改定にあたっては、区民の方々などからいただいたご意見を計画に反映させるように努めました。

のぞましいみどりの姿を実現するためには、区民・事業者・行政がみどりを大切にする気持ちを共有することが重要です。今後、区は「中野区みどりの基本計画」に基づくみどりを守り育てる取り組みを区民の皆さんとともに総合的に推進してまいります。

平成21（2009）年8月

中野区長

田中大輔

目 次

第1章	計画の基本的な考え方.....	1
1-1	計画の目的.....	1
1-2	計画の位置づけ.....	1
1-3	計画のフレーム.....	2
1-4	“みどり”の定義.....	2
第2章	中野区のみどりの実態と課題.....	3
2-1	みどりの基本計画の達成状況.....	3
2-2	緑化関連施策の実績.....	8
2-3	みどりの課題.....	10
2-4	改定計画の基本的な視点.....	21
第3章	のぞましいみどりの姿と基本方針.....	21
3-1	基本理念.....	22
3-2	みどりの将来像.....	22
3-3	基本方針.....	24
3-4	計画目標.....	25
3-5	緑地配置計画.....	27
第4章	実現への施策.....	32
4-1	施策体系.....	32
4-2	実現施策.....	35
4-3	重点施策.....	50
4-4	緑化重点地区の指定.....	49
第5章	地域別緑化推進の方針.....	53
5-1	南部地域.....	54
5-2	中南部地域.....	56
5-3	中東部地域.....	58
5-4	中央部地域.....	60
5-5	北東部地域.....	59
5-6	北部地域.....	64
5-7	北西部地域.....	66
第6章	計画実現のために.....	68
6-1	区の推進体制.....	68
6-2	区民・事業者・区の役割分担.....	68
6-3	周辺区・東京都・国との連携.....	70
第7章	資料編.....	71

7-1	広域的な緑地状況	71
7-2	中野区の緑被分布の状況	69
7-3	中野区の地形と緑被の関係	73
7-4	接道部緑化の状況	75
7-5	みどり率について	76
7-6	公園について	78
7-7	改定の経過	76

第 1 章 計画の基本的な考え方

1-1 計画の目的

みどりの基本計画は、都市緑地法第4条に定める緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画で、将来の望ましい緑地配置を定めるとともに、みどりの保全と創出、また緑化活動などを区民・事業者・区が協働して、総合かつ計画的に推進していくことを目的に策定します。

中野区では「中野区みどりの基本計画」を平成13年2月に策定しました（以下「改定前計画」とする）。その後8年が経過し、少子高齢化の急速な進展や人口減少社会の到来、地球温暖化現象の顕在化、生物多様性^{※1}の確保などの課題の対応が緊急に求められています。また、みどりが不足した市街地における良好な都市環境形成の必要性などを背景に、平成16年6月に「都市緑地保全法」から「都市緑地法」に改正されました。中野区においても社会構造改革の流れに伴い、平成17年3月に新たな基本構想を制定し、平成18年1月には「新しい中野をつくる10か年計画」を策定するとともに、平成21年4月に「中野区都市計画マスタープラン^{※2}」の改定を行いました。

このような状況の変化を踏まえて、みどりの持つ機能がさまざまな課題解決に対して期待されており、中野のみどりの保全や創出に向けた新たな目標および計画を策定するため、現行みどりの基本計画を改定します。

1-2 計画の位置づけ

みどりの基本計画は、区政運営を進めるための基本的な指針となる「中野区基本構想（平成17年3月）」、および「緑の東京計画（平成12年12月）」を上位計画とします。また、中野区都市計画マスタープランに適合するとともに、中野区環境基本計画^{※3}と調和を図った計画です。

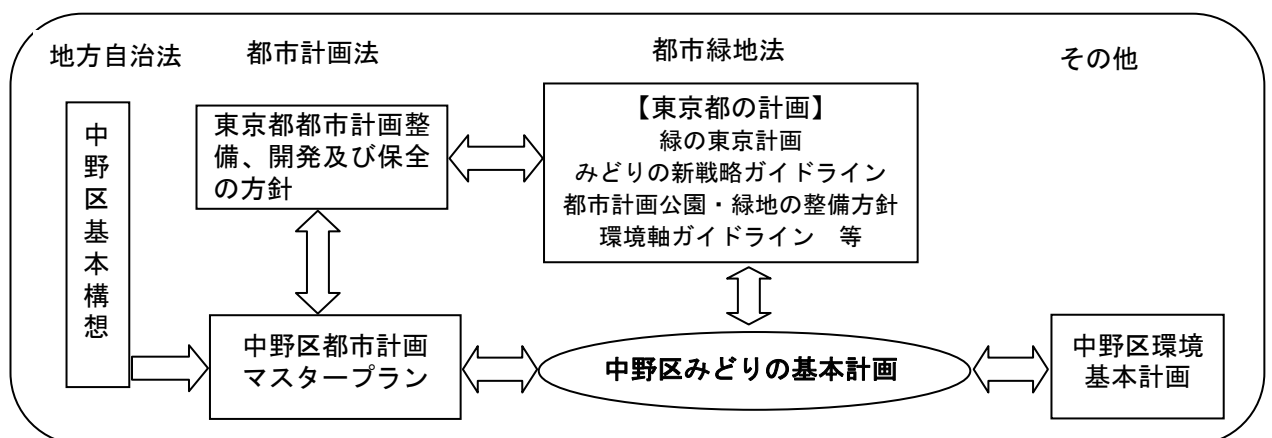


図 1-1 計画の位置付け

※1 生物多様性：平成20年6月に環境基本法に基づき、生物の多様性を保全しその恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的として「生物多様性基本法」が制定されている。生物多様性とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

1-3 計画のフレーム

1) 計画の期間

計画の期間は平成 21 年度から 10 年間とします。

目標年次 平成 30 年 (2018 年)

中間年次 平成 25 年 (2013 年)

2) 計画の範囲

中野区全域 (1,559ha) とします。

3) 将来人口

平成 21 年 1 月 1 日現在の中野区の人口は約 31 万人で、近年微増しています。少子高齢化などの進展により、わが国の人口は減少することが予測されていますが、中野区では現状程度の人口で推移するものと見込んで、平成 30 年における将来人口をおおむね 30 万人とします。

1-4 “みどり” の定義

本計画の“みどり”とは、樹木や草花などの植物のある空間だけではなく、その空間に生息・生育する虫や鳥をはじめとする生物、緑と一体をなす水や大気などとともにとらえ、こうした環境全体を対象とします。

また中野区では区の木・区の花を「しい」と「つつじ」に昭和 54 年区民公募により決定しております。「しい」や「つつじ」を公園の植栽等に活用して来ています。



※2 中野区都市計画マスタープラン(p1):都市計画法に基づき、区の都市計画に関する基本的な方針を定めたもので平成 21 年度改定を行った。

※3 中野区環境基本計画(p1):区政全体の環境に関する指針であり、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策地域推進計画となる。

第2章 中野区のみどりの実態と課題

2-1 みどりの基本計画の達成状況

改定前計画では計画の目標として、緑地の確保目標として緑地率と緑被率の目標を定めていました。

改定前計画の目標年次(平成23年)の緑地率は5.94%、中間年次(平成18年)緑地率は5.45%を目標値としていました。平成20年時点の緑地率は5.80%で、中間年次の確保目標値を上回っています。平成13年時点と比較すると、都市施設としての緑地は6.51ha、社会通念上安定した緑地は3.27haと抽出面積が1㎡以上と精度が上がったことにより増加しましたが、制度上安定した緑地は1.92haの減少でした。

制度上安定した緑地のうち、生産緑地地区^{※1}、保護樹林^{※2}は指定解除があり減少となりました。今後も生産緑地、保護樹林の保全が課題となります。

1) 緑地^{※3}の確保状況

確保すべき緑地は「都市施設である緑地」「制度上安定した緑地」「社会通念上安定した緑地」に区分を行い、区全体面積に占める緑地面積の割合(緑地率)を計画の指標の一つとしています。各緑地の内容を以下に示します。

《都市施設としての緑地》

- 都市計画公園: 都市計画決定された公園(供用済み)
- 都市計画緑地: 都市計画決定された緑地(供用済み)
- 都市公園 : 都市公園法に基づいて設置された公園
- 条例等の公園: 条例に基づいて設置された公園およびその他公園

《制度上安定した緑地》

- 生産緑地地区: 生産緑地法
- 河川区域 : 河川法
- 公開空地 : 建築基準法、都市計画法等
- 保護樹林 : 中野区みどりの保護と育成に関する条例
- 区民農園 : 中野区親子農園事業要綱、中野区高齢者農園要綱

《社会通念上安定した緑地》

- 社寺境内地
- 永続緑地 : 公社住宅の遊園等

※1 生産緑地地区: 市街化区域内の農地等のうち500㎡以上の土地で、都市計画法に基づいて指定した地区。指定後、原則30年間は農地としての管理が義務づけられ、建築行為等の利用が制限される。

※2 保護樹林(保護樹木・保護生垣): 「中野区みどりの保護と育成に関する条例」に基づいて、地域にゆかりある緑を保全するために、一定の基準を満たす樹木・樹林・生け垣を保護指定している。

※3 緑地: 樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若し

くは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。(都市緑地法第3条)

表 2-1 緑地の確保状況

区分		改定前計画			現況 平成20年 (2008年)	備考
		計画策定 平成13年 (2001年)	中間年次 平成18年 (2006年)	目標年次 平成23年 (2011年)		
都市施設としての緑地面積	都市計画公園 (供用済み) 都市計画緑地 (供用済み) 都市公園 条例等の公園	32.67ha	35.06ha	42.70ha	39.18ha	江古田の森公園, 都市公園等の新設
制度上安定した緑地面積	生産緑地地区 河川区域・公開空地 保護樹林・区民農園	28.62ha	28.62ha	28.62ha	26.70ha	生産緑地地区, 保護樹林の解除
社会通念上安定した緑地面積	社寺境内地 永続緑地	21.23ha	21.23ha	21.23ha	24.50ha	社寺境内地の 樹木成長
合計面積		82.52ha	84.91ha	92.55ha	90.38ha	
中野区の面積		1,559.00ha	1,559.00ha	1,559.00ha	1,559.00ha	
緑地率		5.29%	5.45%	5.94%	5.80%	

都市施設としての緑地である公園緑地の整備目標と現況の整備量は表 2-2 のとおりです。地区公園（江古田の森公園）等の新規整備により、平成 13 年時点から 6.51ha 増加し、中間年次の整備目標を達成しました。

表 2-2 公園緑地の整備状況

区 分		改定前計画						現況	
		計画策定時 平成13年 (2001年)		中間年次 平成18年 (2006年)		目標年次 平成23年 (2011年)		平成20年 (2008年)	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
都市計画 公園	街区公園	34	8.04	34	8.04	35	8.53	33	7.50
	近隣公園	—	—	—	—	—	—	—	—
	地区公園	2	4.11	2	6.11	2	12.50	2	11.36
	総合公園	1	8.00	1	8.00	1	8.00	1	7.63
	小計	37	20.15	37	22.15	38	29.03	36	26.49
都市計画緑地		1	0.10	1	0.10	1	0.10	1	0.10
都市公園		114	7.92	117	8.31	120	9.04	117	8.58
条例等の 公園	条例公園	1	1.73	1	1.73	1	1.73	1	1.33
	ポケットパーク	4	0.06	4	0.06	5	0.09	5	0.08
	児童遊園	12	1.15	12	1.15	12	1.15	11	1.05
	広場	3	1.56	3	1.56	3	1.56	4	1.55
	小計	20	4.50	20	4.50	21	4.53	21	4.01
合計		172	32.67	175	35.06	180	42.70	175	39.18

* 現況(平成 20 年)では新宿区分の総合公園(哲学堂公園:0.37ha)と条例公園(妙正寺川公園:0.4ha)を除いた面積とした。

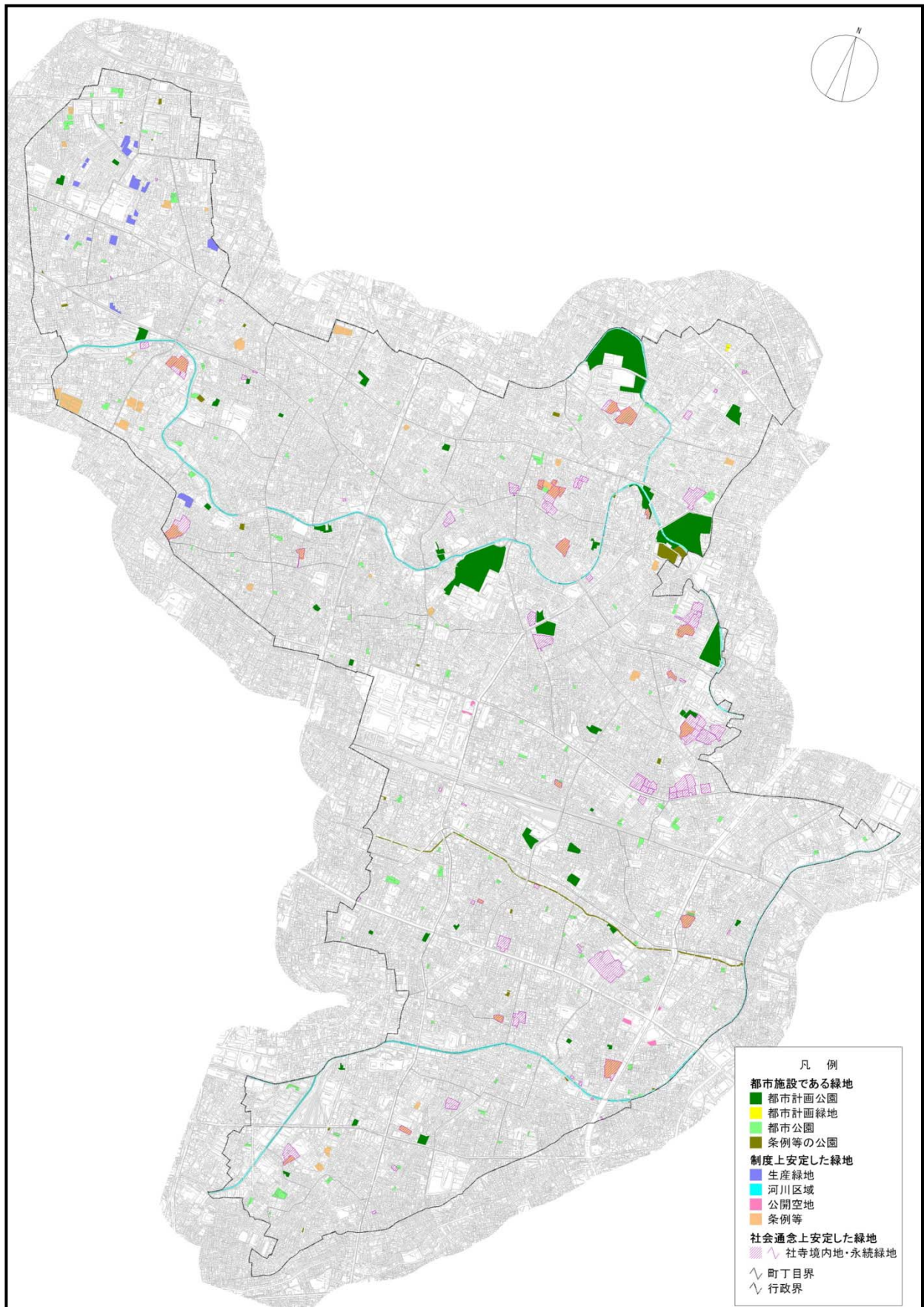


図 2-1 緑地の現況

2) 緑被率の状況

改定前計画の緑被率※1の目標値は9.5%で、これは平成10年時点の区全域の緑被率であり、現状維持を目標として設定しました。

平成19年に行った第四次緑の実態調査では区全体の緑被率は16.4%でした。緑被率調査は平成16年にデジタル航空カメラが導入されて以来、調査精度が大きく向上しました。そのためそれ以降に調査を行った自治体の緑被率は上昇傾向にあります。中野区においても、平成19年調査では、1㎡以上の緑被地までを抽出することができる精度となっているので、以前は抽出ができなかった住宅の庭木などの小規模な緑被も調査対象となったため、緑被率は上昇しました。このことから、区内には庭木のような小さなみどりが非常に多くあることが分かります。このように緑被率の目標は数値上は上回っています。しかしこの結果は調査精度の向上によるところが大きく、今後の目標設定には変化の内容等の検討が必要となります。

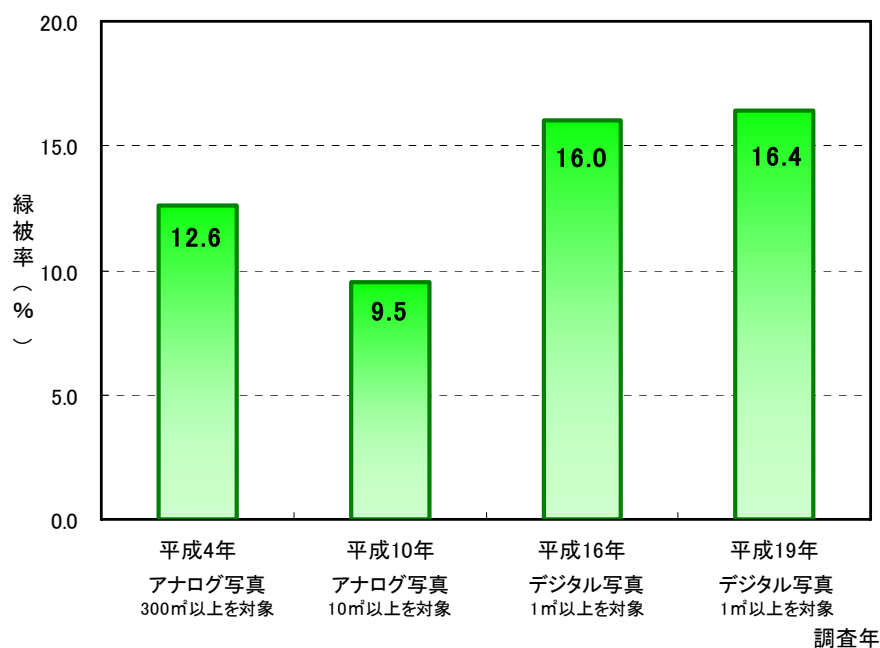


図 2-2 緑被率の推移

※1 緑被率：空中写真から判読・抽出した樹木、草地など緑に覆われた部分（緑被）の占める割合

3) みどり率の状況

東京都ではみどりの量の指標として、緑被面積に公園内の樹木や草地等のみどりで覆われていない面積と河川等の占める水面面積を加えた「みどり率（詳細説明は資料編 7-5 参照）」を用いています。

平成 19 年に行った第四次緑の実態調査における中野区のみどり率は 17.5% でした。

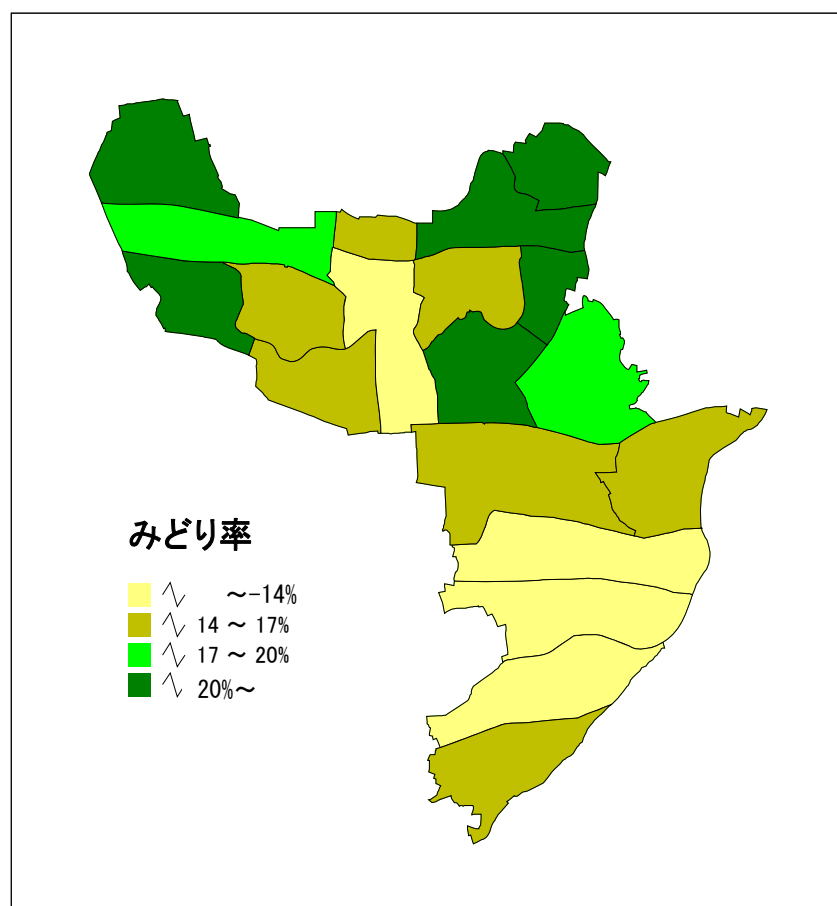


図 2-3 町目別みどり率

2-2 緑化関連施策の実績

改訂前計画の策定後、区ではみどりの保全と創出のためにさまざまな施策を行っています。施策の実績(平成 13 年度~19 年度) は次のとおりです。

表 2-1 緑化関連施策の実績

施策方針	プログラム	実績または進捗状況
都市の基盤となるまとまりのあるみどりをつくる	広域避難場所に防災公園を作る	平和の森公園の一部整備 北部防災公園(江古田の森公園)の整備 中央部防災公園の都市計画決定
	みどりとオープンスペースの拠点を活用する	広域避難場所の指定(江古田の森公園)
	身近な場所に公園や緑地をつくる	若宮オーリーブ公園新設(999.25㎡) 白鷺ふれあい公園新設(1329.21㎡) 本多山公園新設(1263.04㎡) そらまめ公園新設(137.41㎡)
	個性的な公園や緑地をつくる(公園リニューアル)	防災公園2カ所の整備 応急給水槽の設置(3公園) 耐震性貯水槽設置(2公園) 哲学堂公園の保全 江古田の森公園の整備完了 平和の森公園の水再生施設上部利用による整備
	ビオトープ拠点をつくる	江古田の森公園のビオトープ池の整備
みどりの軸をつくる	河川の"水と緑"の軸をつくりネットワーク化する	神田川四季の道の完了 河川沿いの樹林を保全した河川改修(哲学堂公園、江古田公園) えごたばしポケットパークの整備(190㎡) 河川管理用通路整備(384m)
	道路のみどりの軸をつくりネットワーク化する	山手通り整備(整備完了200m) 中野通りの街路樹の樹種変更と枯損木・老木の植替
	暮らしの中に息づくみどりをつくる	多様なまちづくり手法による緑化をすすめる 地区計画による緑化の推進 生垣助成(64件) 植樹帯助成(19件)
暮らしの中に息づくみどりをつくる	多様な緑化手法を推進する	総合設計制度を用いた空地整備(4件)
	緑化をすすめる制度を活用する	屋上緑化助成制度(東京都公園協会)の周知
	緑化計画に基づく緑化を拡充	接道部緑化の義務化(H14.10~) 緑化計画基準の見直し、屋上緑化義務化に伴う条例改正(H19.4~)
	環境負荷を軽減する緑化を推進	屋上緑化・壁面緑化見本園の設置と案内 HP上に屋上緑化事例の紹介 区立学校の屋上緑化整備(3校) 区立学校の校庭芝生化(2校) 緑のカーテン整備(小学校5校、中学校2校)
	生き物の生息・生育できる自然の豊かな場所を増やす	学校等の苗木の植樹(H13~H19 10,729本) 学校ビオトープの整備(24校) 江古田の森公園のビオトープ整備
	みどりを増やし身近なみどりのネットワークをつくる	緑化計画指導実績(H13~H19 1,287件)
	地域にゆかりあるみどりを保全する	樹木や樹林を保全する
農地を保全し活用する		親子農園の整備(1箇所) 生産緑地地区(13件 2.59ha)
水と緑の循環を推進する		雨水浸透施設の設置(H13~H19 263件)
生き物の生息・生育できる自然の豊かな場所を保全する		江古田の森公園で既存樹林を生かした整備 蛍の飼育
自然環境への理解を深める	自然環境の学習機会を増やす	みどりの教室年1回開催 剪定教室、バラ教室の開催(花とみどりの祭典) 緑化相談の開設(年6回) 小学校での校庭花壇作り、野菜作り、自然観察 中学校での林間学校による自然体験
	みどりの情報拠点を整備する	江古田の森公園での学習施設の設置 みどりに関するコンクールの実施

2-3 みどりの課題

1) みどりの現況からみた課題

中野区では、区全域において緑の実態調査を行っています。最近では平成10年、平成16年、平成19年に調査を行いました。

①みどりの特徴

中野区のまとまりのあるみどりは、哲学堂公園、江古田の森公園、平和の森公園などの公園で、妙正寺川、江古田川沿いに多く分布しています。また社寺境内地にもみどりが残っており区内各地に点在しています。これらのみどりはほとんどが樹木によって構成されています。

また緑被（樹木、草地、屋上緑化）の公民の分布状況は、公園や道路等の公有地にある緑被地が全体の約3割、その他約7割が民有地にある緑被地でした。緑被率は区の北西部および北東部が高く、区南部では低くなっており、地域による偏りがみられます。

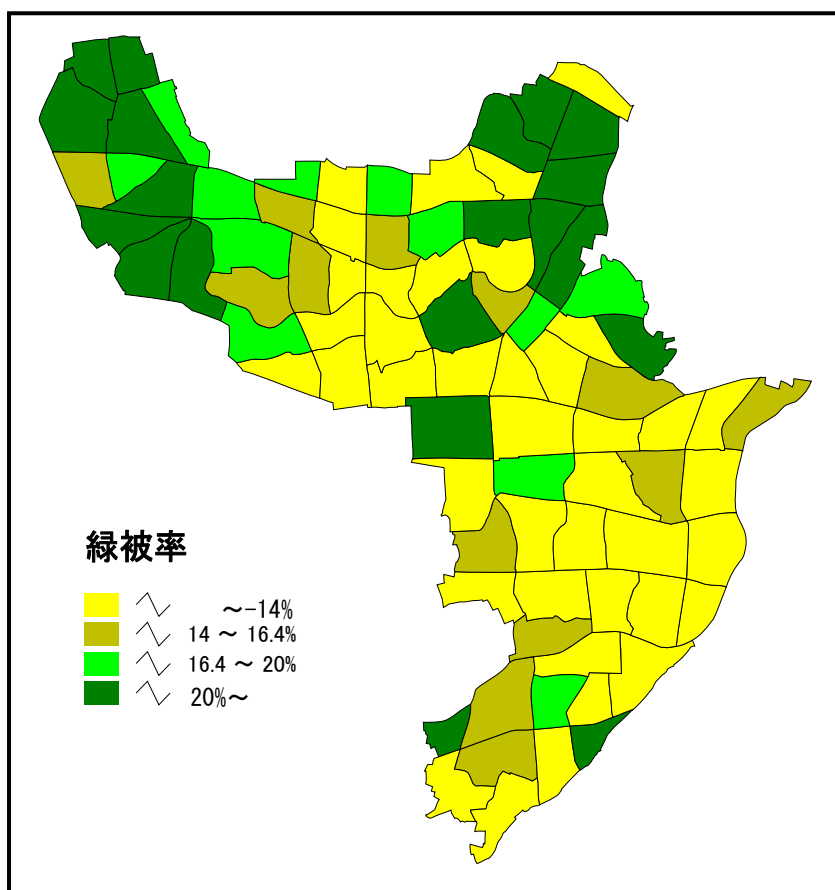


図 2-4 町丁目別緑被率

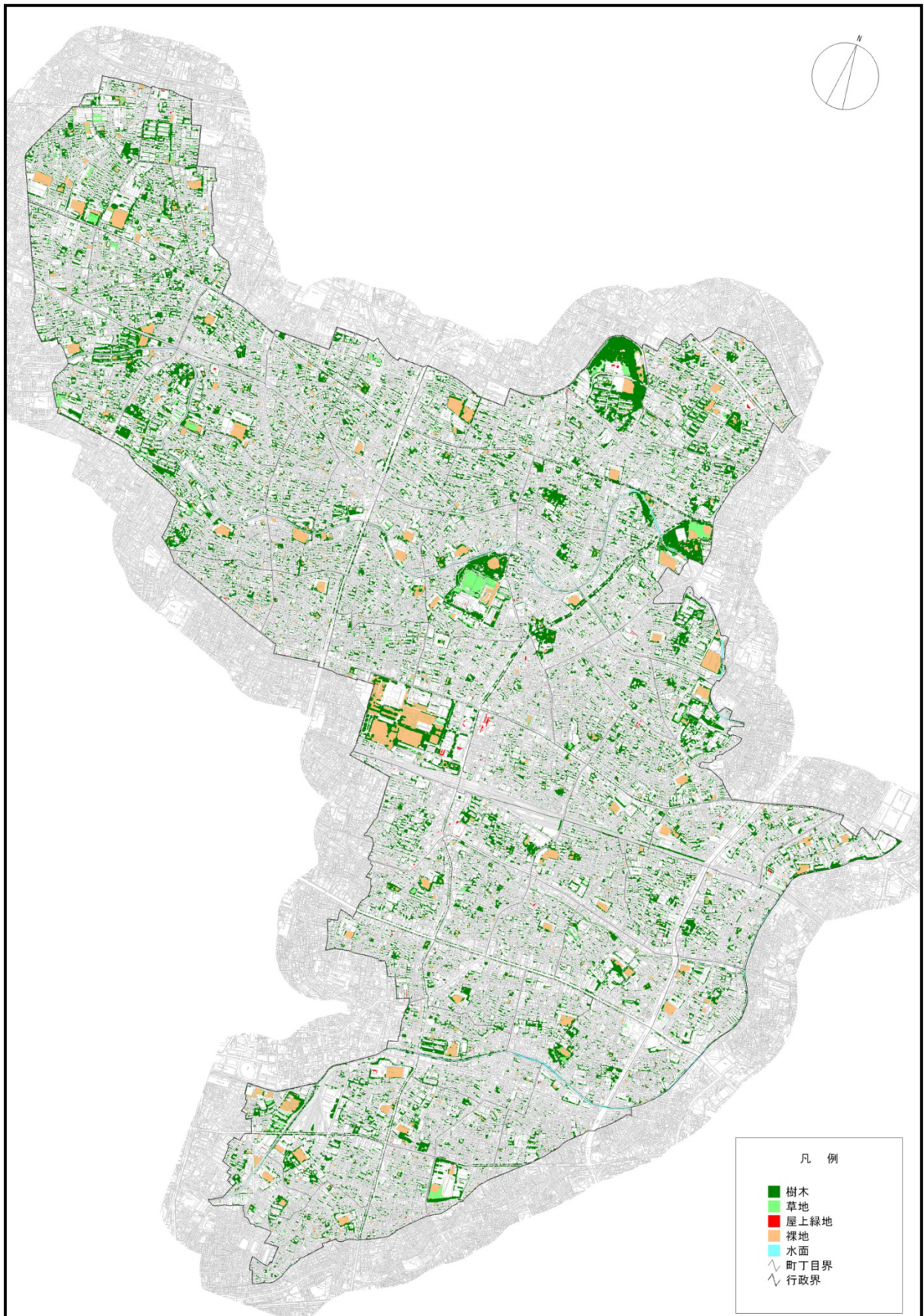


図 2-5 緑被の現況

②みどりの状況

■屋上緑化の状況

屋上緑化は JR 中央線沿線から南にかけて多くの分布が見られます。屋上緑化面積は樹木面積に比較すると非常に小さいですが、みどりの少ない地域に整備されていることが分かります。

■住宅地の緑化状況

住宅用地の地上緑化率^{※1}は、敷地面積 200 m²未満の戸建て住宅では約 13%、集合住宅では約 8%で、敷地規模が小さくても何らかの緑化を行っていることが分かります。緑化計画書制度^{※2}の住宅系の緑化基準では 8%～12%であることから、基準以上の緑化が行われている敷地が多いようです。また、敷地規模が大きくなると地上緑化率も増大しており、200～300 m²規模の戸建て住宅の緑化率は 24%で、集合住宅では 10%です。

このことから区民のみなさんがみどりを守り、育てる気持ちを持って、緑化などにより良好な住宅環境をつくりだしていることが伺えます。

■緑被の変化

平成 16 年と平成 19 年の緑被率の変化をみると、緑被率の低い地域(弥生町、本町、中央、野方、大和町等。図 2-3 町丁目別緑被率参照)の多くが、減少傾向にあることが分かります。緑被率の減少の主な原因は、住宅の建替、マンション開発等に伴う庭木の伐採や屋敷林の縮小・消失(さら地化)によるものです。緑被率の低い地域の傾向として、敷地面積が小さい宅地が多く緑化余地が少ないことがあげられます。さらに住宅の建て替え等によってみどりが減少している状況にあるため、減少の影響が大きく反映していると思われます。

中野区では住宅用地が区全体の約 5 割を占めています。また緑被地面積の約 5 割も住宅用地にあります。住宅用地の緑被地の減少を抑え、どのように増やしていくかが重要な課題となります。

※1 地上緑化率:敷地面積に対する屋上緑化を除いた樹木被覆面積の割合。

※2 緑化計画書制度:「中野区みどりの保護と育成に関する条例」に基づき、一定規模以上の敷地で建築行為などを行う場合、緑化計画書を区に提出し認定を受取る制度。分割前敷地 300 m²以上、建築物敷地 200 m²以上の建築行為等に対して緑化計画書の提出が必要となっている。

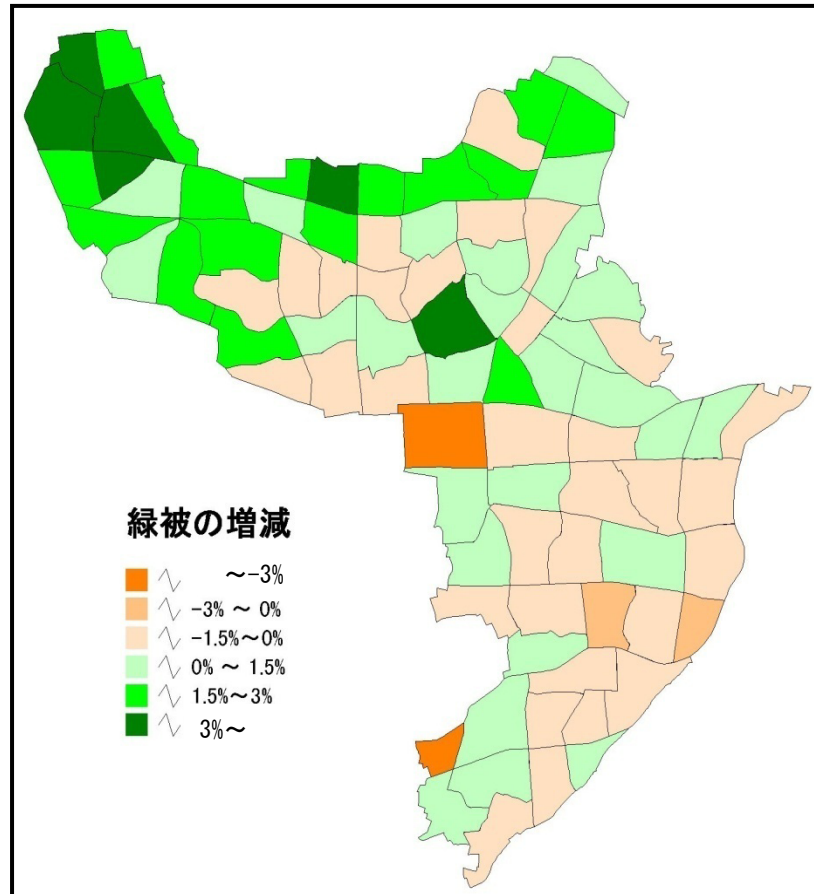


図 2-6 町丁目別の緑被率経年変化図（平成 19 年—平成 16 年）

■ 樹木の変化

平成 4 年と平成 19 年の樹木調査により確認された樹木本数を比較すると、幹周りが 2m 以上の樹木は 529 本から 1,213 本に増加しました。一方 1.5m 未満のものは 6,369 本から 2,869 本に減少しました。大径木の多くは、公園や社寺などの保護された環境にあるために、樹木の生長によって大径木の本数が増えたものと考えられます。しかし、樹径の小さいものは住宅用地や事業用地などの民有地にも多く分布しており、伐採等による減少傾向が見られました。

保護樹木・保護樹林の指定状況の変化では、保護樹林は微少ながらほぼ横ばい状態ですが、保護樹



木は平成 11 年を境に減少傾向にあります。保護樹木の主な解除理由は建替や開発等に伴うものでした。

樹木の生長には一定の時間が必要であり、規模の大きな樹木や樹林は貴重な環境資源となっています。今後も樹木や樹林を健全な状態で維持、保全していく必要があります。

■接道部緑化の状況

区内の接道部の約 10%が生垣や植樹帯による緑化が行われています。生垣や植樹帯の多くは住宅用地にあります。敷地規模の小さい宅地の接道部緑化率は、接道部の一部が駐車場として利用されるなど、非常に低い状態です。

接道部緑化は延焼遮断帯の形成等の防災的な効果からも整備が望まれており、今後も接道部緑化率の向上が必要となります。

2) みどりの機能からみた課題

みどりが都市において果たす主要な機能は ①環境保全機能 ②レクリエーション等自然とのふれあい機能 ③防災機能 ④景観機能が挙げられます。

これら4つの機能別に、ネットワーク形成の視点から課題の整理を行います。

表 2-4みどりの機能

みどりの機能	内容
環境保全機能	植物の持つ二酸化炭素の吸収、蒸発散作用等によって、ヒートアイランド現象 ^{※1} 等の都市気象、大気汚染、騒音、振動を緩和し、また生物の生息・生息環境の場を形成するなど、都市環境を調節する機能
レクリエーション等自然とのふれあい機能	休息、運動、健康増進、自然とのふれあいなど多様化する余暇活動の需要に対応する機能
防災機能	地震や火災の発生時において、避難場所、延焼遮断帯、避難路、救援等の活動拠点となって都市の安全性、防災性を高める機能
景観機能	風土に応じた多様な景観、四季で変化する景観、文化・歴史と関わる景観等の独自の景観を形成する機能

※1 ヒートアイランド現象：都市の気候が郊外に比べて局所的に高くなる現象。森林や草地の減少による蒸発冷却能力の低下、建物や舗装面の増加による蓄熱量の増大、空調や車などから発生する人口廃熱等が原因と考えられている。

①環境保全機能の課題

	現 況	課 題
まとまりのあるみどり	●都市化がすすみ残された緑地は公園や社寺林、わずかに残る屋敷林のみとなっている。	●公園や社寺林は担保性があり永続緑地となるが、屋敷林の保全策の検討が必要となる。
みどりの軸	●区内にある河川は都市河川であり、洪水対策のためコンクリート護岸となっている。	●都市河川は環境面での限界があるため、河川周辺緑地と一体とした都市の環境の骨格形成が必要となる。
暮らしの中のみどり	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅地内に点在する古い住宅や敷地面積の比較的大きい住宅には良好な庭木や生垣がある。 ●新しい住宅にも何らかの緑化が行われていることが多い。 ●ヒートアイランド現象など地球温暖化の現象が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●土地の細分化を抑制するとともに、建物建て替え時においても既存樹木の保全を重視した緑化指導が必要となる。 ●適正な緑化管理によりみどりの質的向上が望める。 ●みどりによる二酸化炭素吸収源拡大やみどりのリサイクルを推進する必要がある。
地域にゆかりあるみどり	●地域の公園や社寺には大径木が多くあり、地域のみどりの核を形成している。	<ul style="list-style-type: none"> ●社寺は祭りなどの伝統やコミュニティ形成の場にもなっており、地域による保全が必要となる。 ●公園や社寺林を核とした住宅地のみどりのネットワーク形成が必要である。



図 2-7 環境保全機能課題図

②レクリエーション機能の課題

現 況		課 題
まとまりのあるみどり	<ul style="list-style-type: none"> ●公園面積は区全体面積の2.5%である。 ●区民一人当たり公園面積は1.3㎡である。 ●大規模公園は区の北東部に多く、地域により公園の箇所、面積に偏りが見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●区の北西部、南部に規模の大きい公園整備が必要である。 ●公園緑地の充実のため公共用地や社宅等の跡地利用による計画的な公園用地確保が必要である。
みどりの軸	<ul style="list-style-type: none"> ●妙正寺川、神田川沿いの道路や桃園川緑道は散策道として利用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●川沿いの道路が整備されていない区間があるため、河川沿いの空間を連続的に活用できるような河川管理通路の整備が必要である。 ●散策、ジョギング、サイクリング活動等の安全な利用が図られるように歩行者を優先する整備が必要である。

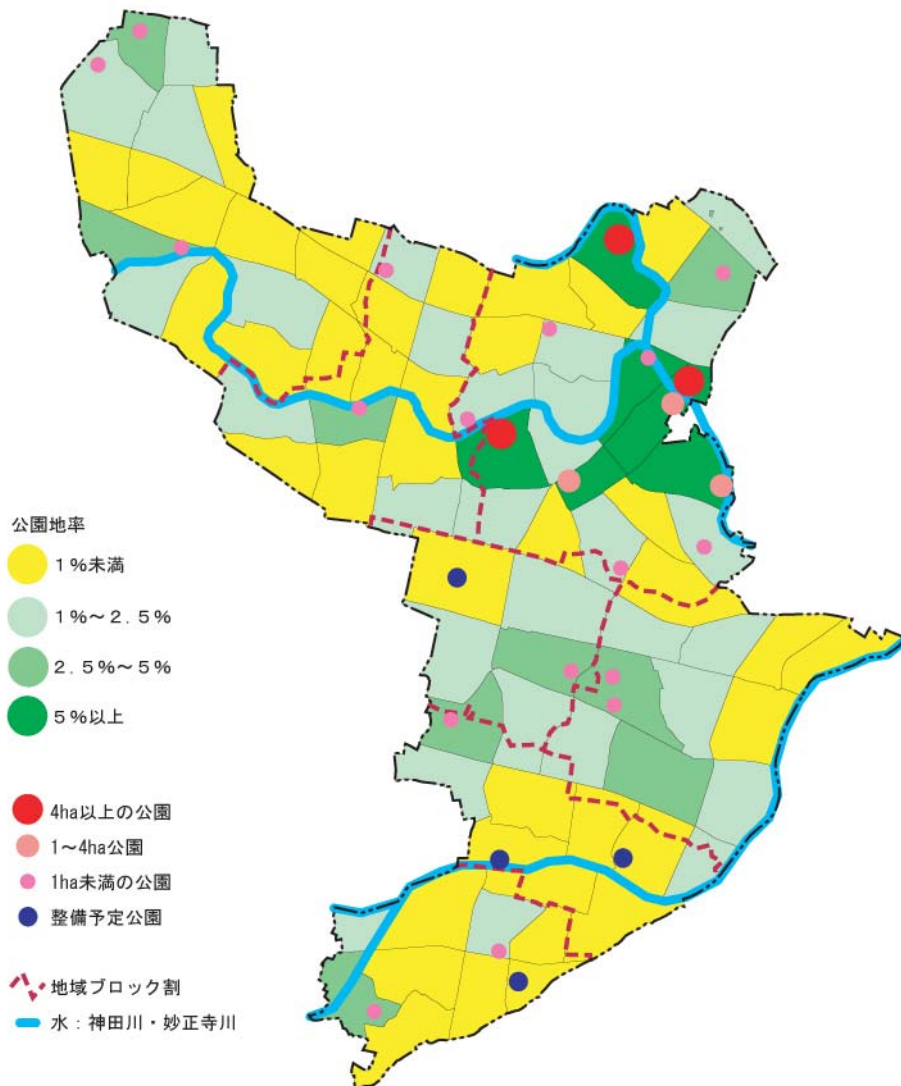


図 2-8レクリエーション機能課題図

③防災機能の課題

現 況		課 題
まとまりのあるみどり	<ul style="list-style-type: none"> ●避難地、防災活動拠点となる防災公園として平和の森公園、江古田の森公園が整備された。 ●地球温暖化が影響しているといわれるゲリラ豪雨による水災害の発生が起きている 	<ul style="list-style-type: none"> ●(仮)中央部防災公園、(仮)南部防災公園が計画されており、早急な整備が必要である。 ●区北西部の広域避難場所付近に防災公園の整備が必要である。 ●公共用地跡地利用による新たな防災公園の整備が必要である。 ●地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和に貢献する緑化を図る必要がある。
暮らしの中のみどり	<ul style="list-style-type: none"> ●区内には密集市街地が広く分布しており、大規模震災・火災時の危険性が高い。 ●街路樹整備済み幹線道路と河川が区を縦横に位置し延焼遮断帯を形成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区計画制度と連携した適切な空地確保が必要である。 ●延焼遮断帯となる幹線道路沿いの用地内緑化の強化が必要。

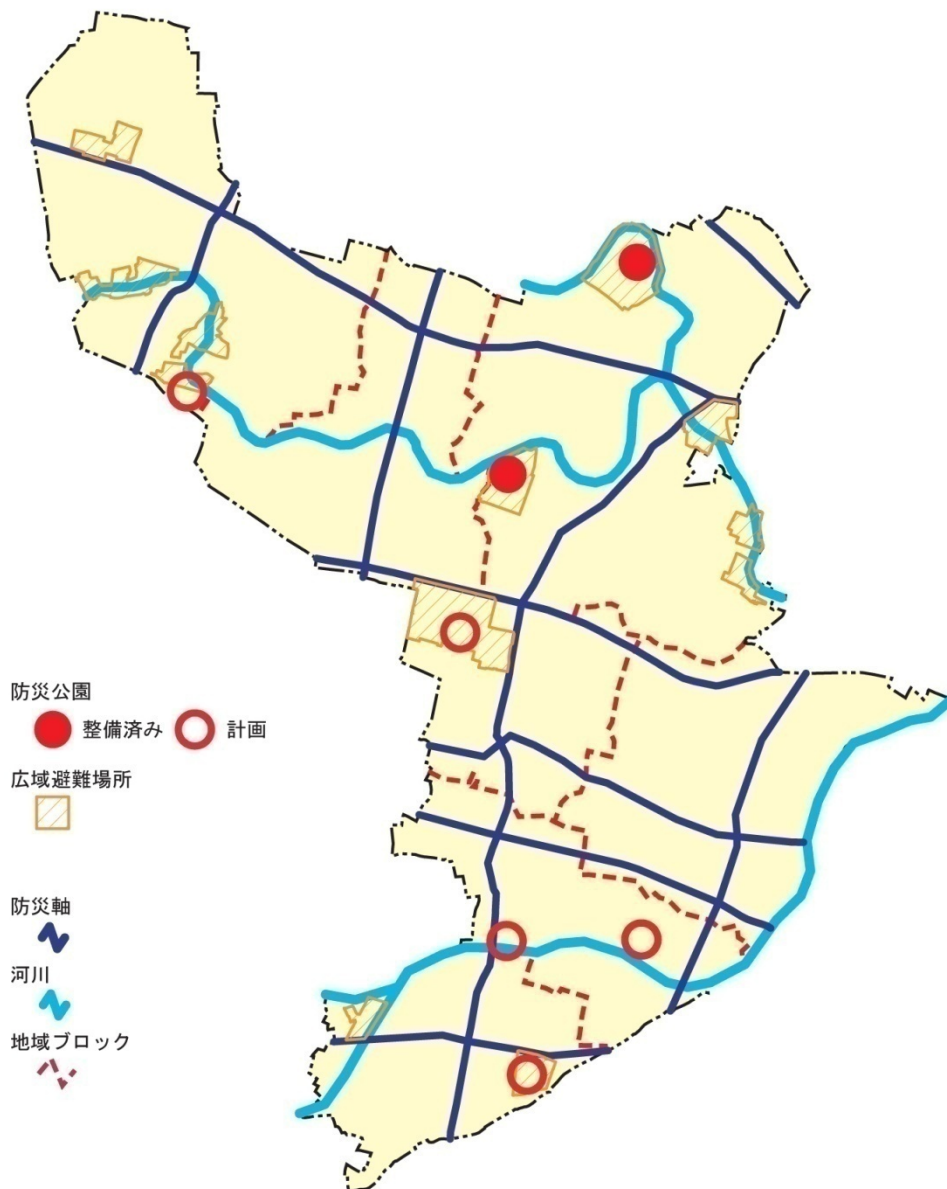


図 2-9 防災機能課題図

④景観機能の課題

現 況		課 題
みどりの軸	<ul style="list-style-type: none"> ●中野通りの桜並木をはじめ、街路樹が街路景観の風格を高めている。 ●神田川・妙正寺川の水と緑の要素がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路拡幅工事とあわせて、地域特性を生かした街路樹整備と街路樹と一体となった沿道緑化が景観の質を高めるために必要である。 ●神田川景観基本軸による景観形成の充実が必要である。
地域ゆかりの緑	<ul style="list-style-type: none"> ●学校、社寺などに残る巨木のある風景、残存する屋敷林、美しい生垣などは地域住民に長年慕われている景観である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域景観のシンボルとなる巨木や樹林の保全が必要となる。 ●景観を構成する周辺の景観要素と一体としての保全が必要である。
暮らしの中のみどり	<ul style="list-style-type: none"> ●駅前などの都市的景観は緑化要素が乏しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●再開発事業等とあわせて、良好な都市緑化景観の創出が必要である。



図 2-10 景観機能課題図

3) 総合的なみどりの課題

みどりの現況、機能別の分析・評価などから総合的な課題の整理を行います。

■ 地球温暖化問題、ヒートアイランド現象の問題、に対応する緑化推進が必要です。

地球温暖化、ヒートアイランド現象の問題は、近年現実問題として認識され、二酸化炭素の削減に向けた対応が必要となっています。特に都市部でのヒートアイランド現象の進行は、熱中症の増加、光化学オキシダント生成の助長、局地的集中豪雨（ゲリラ豪雨）への関連性も指摘されており、区民生活へ直接影響を与えています。

これらの課題解決に果たすみどりの役割は大きく、みどりの保全と創出の推進がより一層必要となります。しかし、中野区内だけのみどりで対応するには限界があります。そのため、区内のみどりの保全と創出に取り組むとともに、区内のみどりの保全だけではなく地方の森の健全な育成のための管理や植林の手助けを行うことも必要です。

■ 拠点となるみどりの分布に地域的な偏りがあります。

拠点となるみどりの分布には、地域的な偏りが見られます。そのため、区全域に拠点となるみどりを整備する必要があります。用地確保については公共用地、社宅用地の跡地活用や、大規模集合住宅の建替にあわせて、地域への開放が可能な緑地整備が必要です。

■ 防災機能の充実が必要

区内には9か所の広域避難場所が指定されています。安心安全の向上には避難場所の周辺に防災公園の整備が必要です。また延焼遮断帯となる道路の街路樹の整備や河川管理用通路等の緑化を行い防災機能の強化も必要となります。

■ みどりの軸となる河川、幹線道路はみどりが不足しています。

河川や街路樹のみでみどりの軸を充実することが困難なため、沿道敷地の緑化誘導等が必要となります。

■ 多くのみどりの機能を有する大径木や樹林の保全が必要です。

大径木や樹林は再生不可能な貴重なみどりの資源です。そのため保護樹木への指定や助成の見直しの他、法制度の活用を図るなど多様な手段を講じて保全する必要があります。特に担保性の低い屋敷林などの保全が課題となります。

■ 住宅地のみどり環境の維持と充実が必要です。

住宅都市として発展してきた中野区では、戸建て住宅を中心に庭木が充実している住宅地が多く、これらのみどりが中野のみどりを支えています。今後も住宅地のみどりの環境を良好な状態で維持し、さらに充実させていくことが必要です。

2-4 改定計画の基本的な視点

みどりのもつさまざまな機能は、みどりの課題からも分かるように、快適で安全な生活の実現に必要な不可欠なものであり、中野区がすすめるまちづくり戦略をより拡充するためには、みどりの機能が効果的に発揮されるような、まちづくりの推進が必要となります。また、区内のみどりの多くは私有地にあることから、区民や事業者等との連携なくして、みどりの保全と緑地の創出は不可能といえます。

本計画では、新しく緑地を創出する場合も、今まであった緑地が消失する場合も、建物の建て替えなどの土地利用の変化に伴って起こっていることを考慮し、まちづくり戦略の中に、みどりの戦略についても明確な位置づけを行い、様々なまちづくりの機会をとらえて、適切な規制、誘導を行うことによって、みどり豊かな環境形成、みどりと共生するまちの実現が可能になると考えます。

また、公園整備に関して、人口密度が極めて高い中野区では、都市公園法施行令による一人当たりの公園面積である5㎡^{※1}を目指して公園用地を確保し整備していくことは非常に困難な状態にあります。そのため、生活圏の防災性、安全性の確保を優先課題として、防災機能を有した近隣公園（概ね1ha以上）程度の公園整備を重点的に推進します。

さらに、地球温暖化問題や、ヒートアイランド現象の問題への対応においては、まちづくり施策のほか環境基本計画の各施策とも連携を図り、施策間の整合性を確保して計画実現の推進を図っていきます。

以上のような視点から、みどりの基本計画の改定にあたっては、以下に示す項目を重点的に反映することとします。

- 環境改善を目指すみどりの創出
- 防災機能を有した公園整備
- 保護樹林、保護樹木をさらに保全する制度
- みどりのリサイクルシステムの構築
- 壁面緑化・屋上緑化によるみどりの創出
- 上位計画との整合と法制度を活用したみどりの創出
- 区民・事業者・区が協働して取り組むみどりの創出

※1 都市公園法施行令による一人当たり公園面積：都市公園法施行令第1章第1条（住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準）では、一の区の区域内における都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は10㎡以上とし、当該区の市街地における都市公園の当該市街地住民一人当たりの敷地面積の標準は、5㎡以上としている。

第3章 のぞましいみどりの姿と基本方針

3-1 基本理念

みどりは、四季の変化や生物の生息空間など自然の営みを通じて、快適で安全な区民生活を送るための必要不可欠な環境基盤となります。

みどり豊かなまちの形成は、都市環境を良好に保ち、生物の多様性の確保、都市の安全性・防災性の確保、景観の向上、コミュニティの形成、健康の増進につながります。

本計画では、みどりの持つ防災機能、環境保全機能、レクリエーション機能、景観形成機能の4機能を、中野区全体の空間に適切に配置することを基本とします。

また、みどりのまちづくりには区民・事業者・区が適切な役割分担のもと、協働して取り組みます。

そして環境と共生するまちづくりをめざします。

3-2 みどりの将来像

私たちは、受け継がれてきたみどりを守り育て、また新しいみどりを生みだし、これらのみどりを将来に引き継いでいきます。

みどりを慈しむ気持ちを誰もが大切にする中野のまちでは、都市にふさわしい自然が織りなすさまざまな営みを、五感で楽しむことができます。

こうした中野のまちの実現に向けて、めざすべき中野のみどりの将来像を次のように掲げます。

みどりを守り みどりを生みだし

自然の息吹を感じ 環境と共生するまち

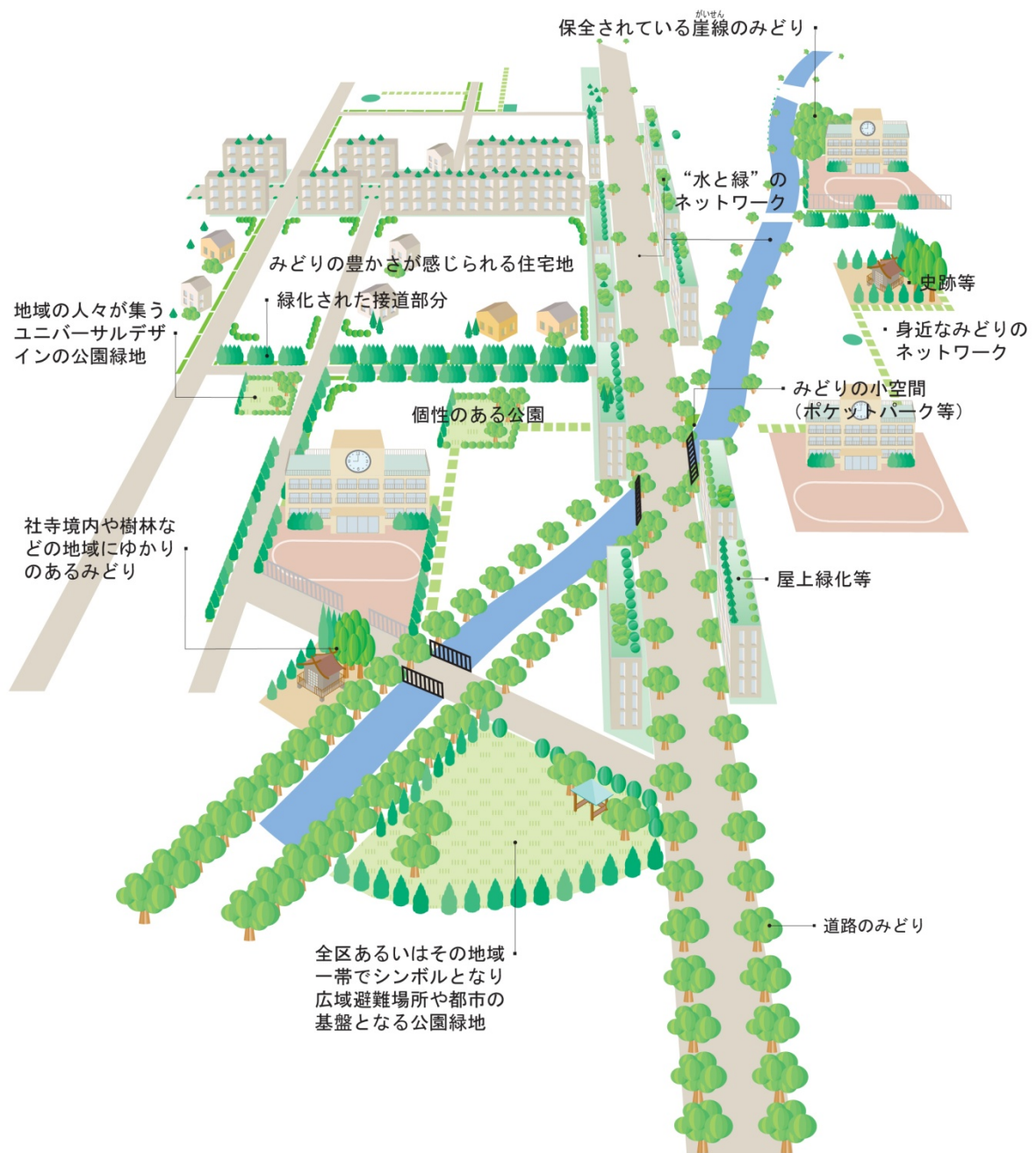


図 3-1 みどりの将来イメージ図

- 都市基盤となる大規模な公園がバランスよく整備され区内全域から利用者が訪れている。
- 道路・河川沿いのみどりや街路樹、生垣が緑地と繋がっている。
- 幹線道路沿いでは屋上緑化や壁面緑化が取り入れられている。
- 四季の移ろいを感じられるみどり豊かな住宅地が広がっている。
- 生物の生息できる環境が整備され野鳥・トンボ・チョウ・カエルなどが見られる。
- 二酸化炭素削減に貢献するみどりが増えている。

3-3 基本方針

良好な都市環境を実現する緑地を配置し、環境と共生するまちづくりを具体的に実施していくための基本方針を次のとおりとします。

1. 都市の基盤となるまとまりのあるみどりをつくる

都市の中でまとまりのある大きなみどりは、野生生物の生育・生息環境基盤、二酸化炭素の吸収源、大気のコールド効果、災害時の避難場所、レクリエーション拠点などさまざまな役割を複合的に果たしています。

まとまりのあるみどりは、都市の基盤となる最も重要なみどりの拠点として位置づけ、区全域に適切に配置し良好な都市基盤の形成をはかります。

特に環境基本計画～みどりを守り自然を生かすプロジェクト～との連携を図り、二酸化炭素削減に向けみどりの機能を最大限に活用します。

2. みどりの軸をつくる

まとまりのある大きなみどりは単独に存在するのではなく、ほかのみどりと相互につながることで、みどりの持つ機能をより効果的に発揮させることができます。みどりのネットワークの形成によって、人の移動の快適性の確保、延焼遮断帯の形成、生物の移動空間の確保などが図られます。

そのため、主要なみどりの軸となる河川、幹線道路のみどりの環境整備を推進し、まとまりのあるみどりと連携するみどりのネットワーク形成をはかります。

3. 地域にゆかりのあるみどりを保全する

区内に古くからある社寺境内地などには、比較的まとまったみどりが残っています。また哲学堂公園や江古田の森公園は昔ながらの地形と樹林を残した公園です。このようなみどりと一体となった歴史的・文化的資源は、中野区固有のみどりといえます。また、一部の地域には屋敷林や生産緑地地区などの農地が今も残っており、貴重なみどりの資源となっています。

歴史や伝統を醸し出す地域ゆかりのみどりは区民の財産であり、将来に向かって守り続け、次世代へ継承する責務があります。

そのため、保全施策や制度の活用と強化をはかるとともに、高い区民意識に基づいた保全活動の展開をはかり、地域ゆかりのみどりの保全を推進します。

4. 暮らしの中に息づくみどりをつくる

日々の生活の中で私たちの目を楽しませ、四季の移り変わりやうるおいなどを与えてくれるみどりは、身近に存在するみどりです。都市基盤となる大規模なみどりのネットワークが形成された中に、日常ふれあうみどりが数多く存在することによって、みどりの豊かさを十分に感じられる都市空間となります。都市の中には公園、住宅の庭木、生け垣、ポケットパーク、屋上緑化などさま

さまざまな形態のみどりがあり、そこに生息する多様な生物がいます。

みどりの基本計画では、さまざまな土地利用の状況を踏まえて緑化を推進するとともに、暮らしの中のみどりのネットワーク形成をはかります。

5. みどりとをつくる

都市のみどりの配置や保全には施策を計画的に進めていくと同時に、区民のみどりに対する理解を深めていくことが重要となります。地球温暖化対策、ヒートアイランド現象の緩和対策、生物多様性の確保などは、私たちの生活に直接関わる喫緊の課題であり、多様な主体による取り組みが不可欠といえます。

そのため、みどりに関して自然観察など学習のできる場の整備や、学校教育の中で自然への理解を深めるなど積極的な普及啓発活動の展開を図り、多様な主体によるみどりの創出と保全を推進します。

3-4 計画目標

みどりの将来像の実現に向けた計画推進の指標として、みどり率^{※1}による目標値を設定します。

緑のネットワーク形成には「河川」の役割が非常に重要であり、また水の機能はみどりの機能を効果的に発揮させるものです。また、公園全体がみどりの機能に関わっています。このような点から従来までの「緑被率」から「みどり率」を指標としました。

現況みどり率 17.5%（平成20年度（2009年度））

目標みどり率 18.5%（平成30年度（2018年度））

目標値の達成には、現在あるみどりの維持保全を第一に考えます。さらに以下の整備によりみどり率の1ポイント増加を目指します。

この増加により、平成30年度におけるみどりによるCO₂の吸収量は、年間約100トン増えると想定されます。（現況のCO₂吸収量は約2,500トン/年）

樹木の増加

- 山手通りをはじめとした都市計画道路の街路樹整備によるもの
- 警察大学校等跡地等の開発に伴う公開空地の緑整備によるもの

草地の増加

- 小中学校(約30校)の校庭芝生化整備によるもの

屋上緑地の増加

- 過去の実績に伴い今後10年間の新たな屋上緑化整備によるもの

公園の増加

- 公園整備計画に基づき整備が予定されているもの

※1 みどり率：「第7章資料編7-5みどり率について(P73)」参照

1) 緑地ならびに公園緑地等の確保目標量

みどり率の目標達成のために緑地と公園緑地等の目標とする確保量を示します。

(1) 緑地の確保目標量

確保すべき緑地として、都市計画公園等の「都市施設としての緑地」、生産緑地地区や保護樹林等の「制度上安定した緑地」、社寺境内地等の「社会通念上安定した緑地」について、確保目標量の設定を行います。

制度上安定した緑地、社会通念上安定した緑地については現状維持を目標とします。

生産緑地地区についてはできる限り維持するように努めますが、継続が困難な場合には地域の環境や用地状況を踏まえて、公園緑地等の公共施設用地としての取得に努めます。またその他の土地利用への転換が行われる場合も、周辺の住環境の向上に寄与できる緑の充実が図られるように指導、誘導を行います。

表 3-1 緑地の確保目標量

区分		現況 平成20年 (2008年)	中間年次 平成25年 (2013年)	目標年次 平成30年 (2018年)
都市施設としての 緑地面積	都市計画公園 (供用済み) 都市計画緑地 (供用済み) 都市公園 条例等の公園	39.18ha	42.16ha	45.52ha
制度上安定した 緑地面積	生産緑地地区 河川区域・公開空地 保護樹林・区民農園	26.70ha	26.59ha	26.59ha
社会通念上安定した 緑地面積	社寺境内地 永続緑地	24.50ha	24.50ha	24.50ha
合計面積		90.38ha	93.25ha	96.61ha
中野区面積		1,559.00ha	1,559.00ha	1,559.00ha
緑地率		5.80%	5.98%	6.20%

※公園面積は新宿区域分を除く（哲学堂公園 0.37ha、妙正寺川公園 0.4ha）

(2) 公園緑地等の確保目標量

公園緑地等（都市施設としての緑地）の整備については、防災性の向上を図るため、防災機能を有した公園整備を優先的に推進します。

特に近隣公園以上の公園が不足している中央線以南の地域において、跡地利用等により公園の新設に努めます。新設する近隣公園には防災機能の他、環境面に配慮した公園整備を行います。

表 3-2 公園緑地等の確保目標量

区分		現況 平成20年 (2008年)		中間年次 平成25年 (2013年)		目標年次 平成30年 (2018年)	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
都市計画 公園	街区公園	33	7.50	34	7.88	35	8.37
	近隣公園	0	0.00	2	2.50	3	3.68
	地区公園	2	11.36	2	11.36	2	12.36
	総合公園	1	7.63	1	7.63	1	8.33
	小計	36	26.49	39	29.37	41	32.74
都市計画緑地		1	0.10	1	0.10	1	0.10
都市公園		117	8.58	119	8.93	119	8.93
条例等の 公園	条例公園	1	1.33	1	1.33	1	1.33
	ポケットパーク	5	0.08	5	0.08	5	0.08
	児童遊園	11	1.05	8	0.80	8	0.80
	広場	3	1.55	3	1.55	3	1.55
	小計	20	4.01	17	3.76	17	3.76
合計		174	39.18	176	42.16	178	45.52
公園地率(%)		2.51%		2.70%		2.92%	
一人あたり公園面積(m ²)		1.29		1.38		1.49	

※一人あたり公園面積は平成20年1月1日人口に基づく

公園地率の公園面積は新宿区域分を除く

一人あたり公園面積は新宿区域分を含む

新宿区域面積、哲学堂公園0.37ha

妙正寺公園0.40ha

3-5 緑地配置計画

みどりの将来像、計画目標を実現に向けて、みどりのもつ「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観」の4つの機能が効果的に発揮できるように、緑地の配置を行います。

1) 環境保全機能の緑地配置

生き物の生息・生息環境の保持、ヒートアイランド現象の緩和、環境への負荷の軽減など都市環境を調節するような機能に着目して緑地を配置します。



図 3-2 環境保全機能の緑地配置図

2) レクリエーション機能の緑地配置

区民のレクリエーション需要は休息、スポーツ、健康、自然とのふれあいなど多様化しています。日常的な利用や休日のレクリエーション活動に対応できるように緑地の配置を行います。

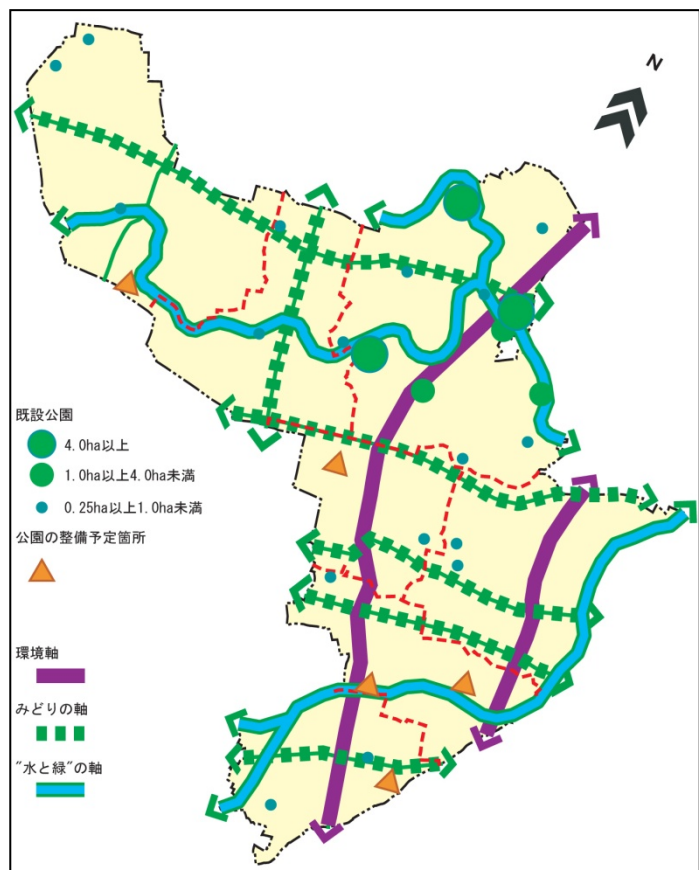


図 3-3 レクリエーション機能の緑地配置図

3) 防災機能の緑地配置

主として地震災害時の安全確保を図るため、平常時にはみどりの拠点として多様な機能を発揮する防災公園などの緑地、避難場所、災害活動拠点、延焼遮断帯、避難路となる緑地を配置します。

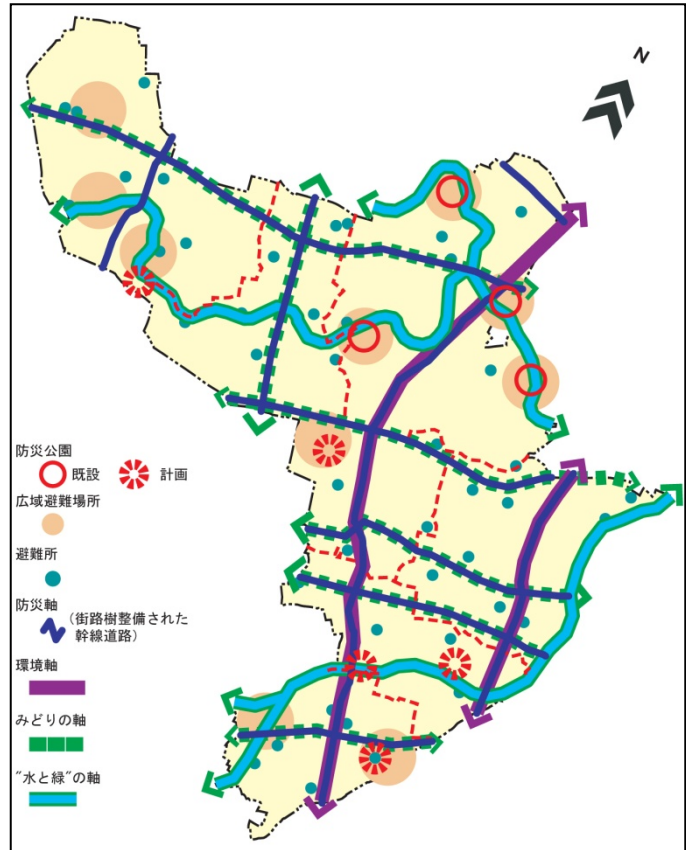


図 3-4 防災機能の緑地配置図

4) 景観機能の緑地配置

日常的に視覚的な快適性をもたらすみどり、歴史を伝える社寺境内地のみどり、シンボルとなる樹木や樹林、まちをふちどる道路や河川のみどりなど、景観の視点から緑地を配置します。



図 3-5 景観機能の緑地配置図

5) 総合的な緑地配置

(1) 緑の将来像

4つのみどりの機能別緑地配置に基づき、みどりのネットワークの強化と緑地配置バランスを踏まえ総合的な緑地配置計画（みどりの将来像）を示します。

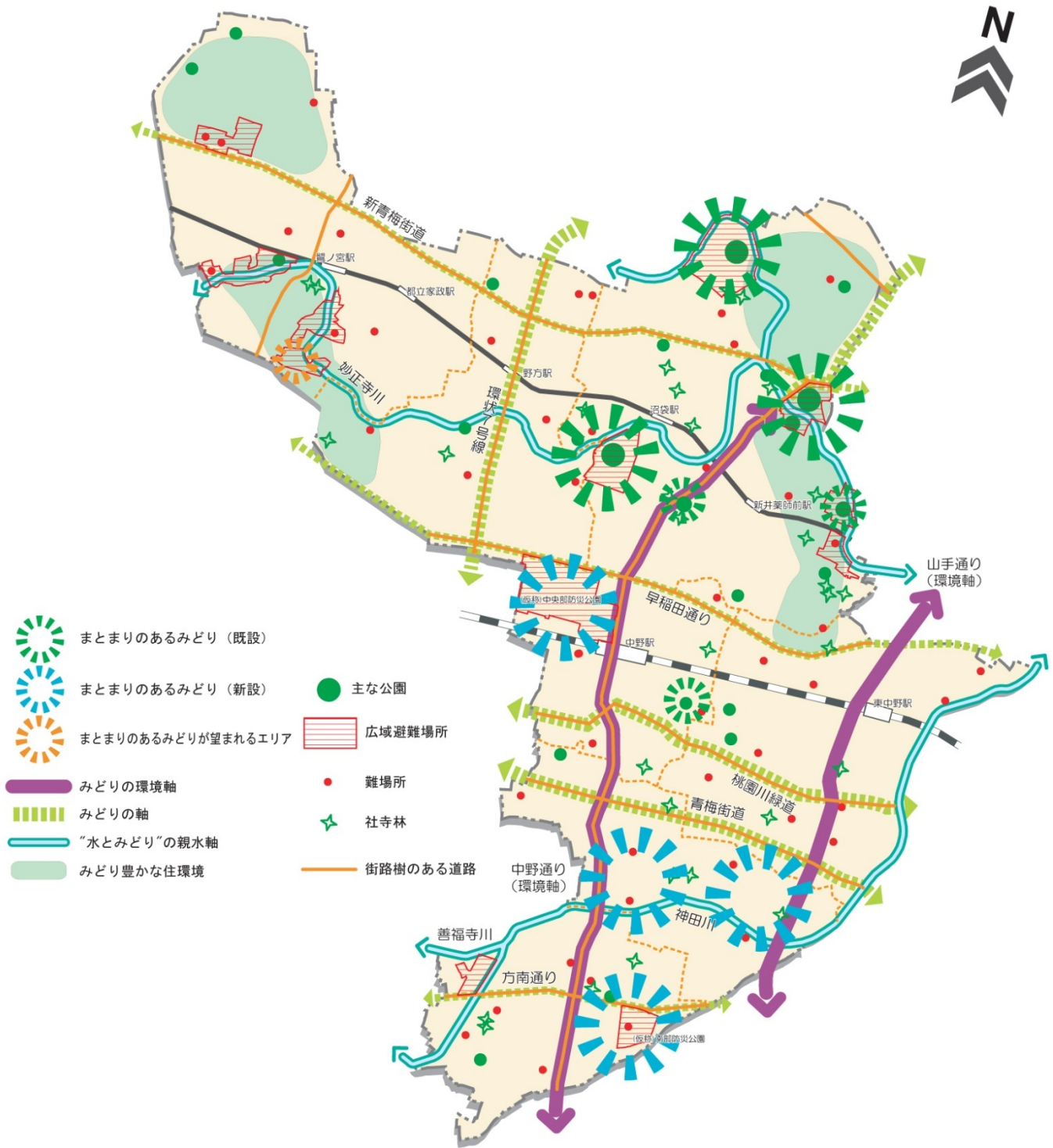


図 3-6 総合的な緑地配置図（みどりの将来像）

(2) 公園の配置方針

公園緑地の整備計画は、(仮称)中央部防災公園、(仮称)南部防災公園、本町二丁目の郵政宿舍跡、本町五丁目 NTT 宿舍跡地、平和の森公園の拡張や、公共施設等の跡地を活用し、計画的な公園緑地整備を行います。

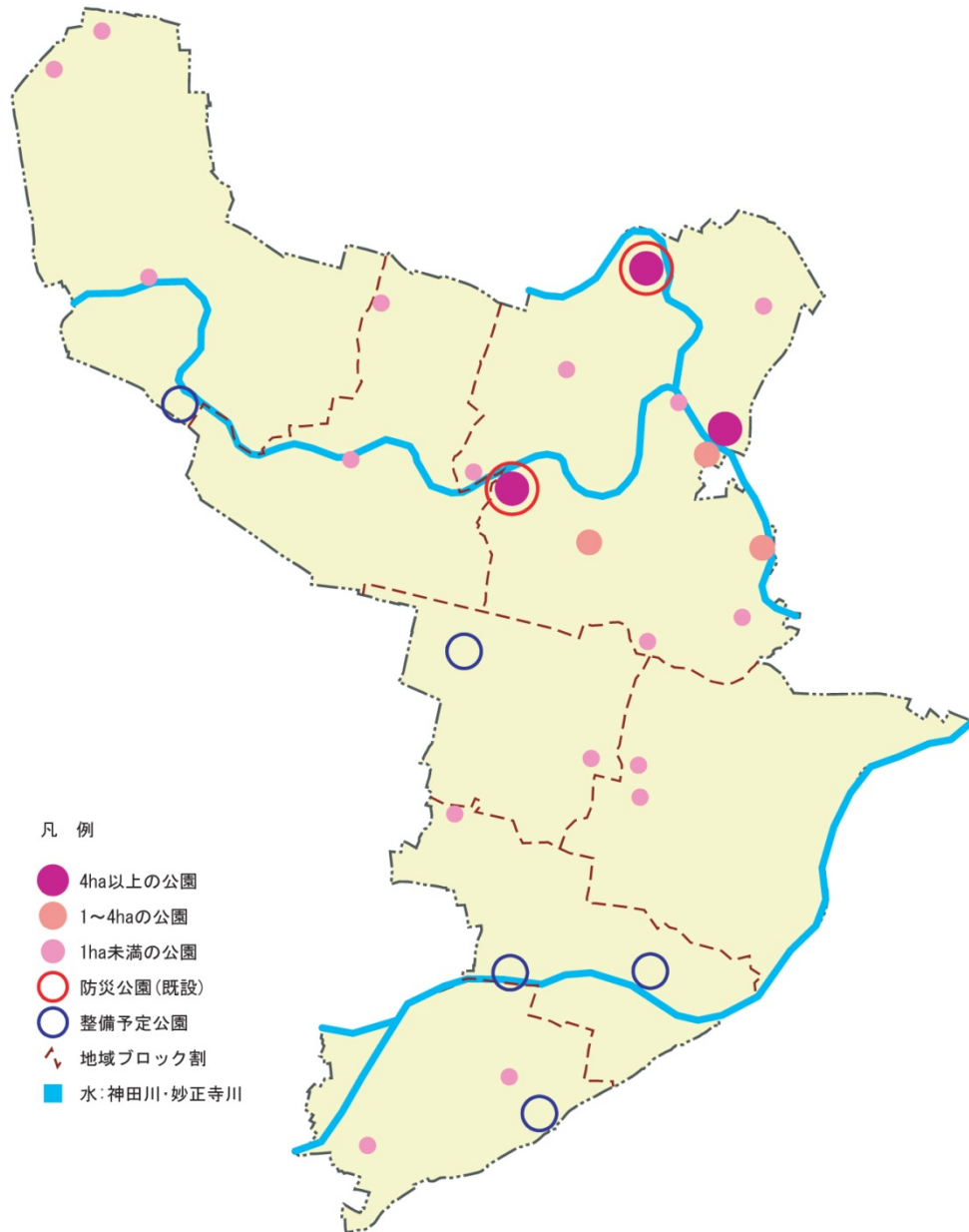


図 3-7 公園配置方針図

第4章 実現への施策

4-1 施策体系

良好な都市環境を実現するため、環境と共生するまちづくりを具体的に実施していくための施策を定めます。

1. 都市の基盤となるまとまりのあるみどりをつくる		
施策の内容	事業の内容	事業主体
1 広域避難場所に防災公園をつくる	防災公園の整備 【重点施策1】	区
2 計画的に公園をつくる	都市計画決定済みの公園整備の推進 重点化を図るべき公園の早期整備	区
3 個性的な公園や緑地をつくる	個性的な公園としてのリニューアル整備 公園整備計画の策定 区民参加による公園整備	区 事業者 区民
4 身近な場所に公園や緑地をつくる	身近な公園緑地の充実	区
5 みどりとオープンスペースの拠点を活用する	大規模なオープンスペースの活用 【重点施策1】	区 事業者

2. みどりの軸をつくる		
施策の内容	事業の内容	事業主体
6 河川の”水と緑”の軸をつくりネットワーク化する	神田川水とみどりの親水軸の整備 妙正寺川水とみどりの親水軸の整備 河川沿いの緑化の推進 河川自然度の向上	区等 事業者 区民
7 道路のみどりの軸をつくりネットワーク化する	街路樹の保全と充実 都市計画道路の街路樹の整備の推進 防災公園、広域避難場所をつなぐ道路の街路樹整備 延焼遮断帯となる幹線道路沿いの緑化推進	区等 事業者 区民
8 環境軸として重点的に整備を行う 【新規】	中野通り、山手通りの環境軸の形成 沿道緑化の推進	区 事業者 区民
9 新たなみどりの軸を整備する 【新規】	西武新宿線沿線におけるみどりの軸の整備	区 事業者 区民

3. 地域にゆかりあるみどりを保全する

施策の内容		事業の内容	事業主体
10	樹木や樹林を保全する	保護樹木、保護樹林等の指定の促進 【重点施策3】 保護樹林の管理の充実 保護樹木の指定基準の見直し 【重点施策3】 地域の屋敷林等を地域住民で守る	区 事業者 区民
11	生き物の生息・生育できる自然の豊かな場所を保全する	残された森の保全	区 事業者 区民
12	歴史のあるみどりを保全する	歴史のあるみどりをまちづくりの活力として利用 地域のみどりの保全と継承の推進 散歩道の充実 景観資源の保全と活用	区 事業者 区民
13	農地を保全し活用する	生産緑地地区の維持 生産緑地地区の用地取得	区 区民
14	みどりを大切にした施設整備を推進する	緑化指導による既存樹木の活用【重点施策3】 公共用地跡地転用時の既存樹木の保全と活用	区
15	“水と緑”の循環を促進する	透水性舗装・雨水浸透マス等の設置の促進 樹木のリサイクル制度の創設 落ち葉・剪定枝葉のリサイクル促進	区 事業者 区民
16	公園・街路樹の適正な維持管理運営 【新規】	民間活力の活用によりみどりの維持管理を行う	区 事業者 区民

4. 暮らしの中に息づくみどりをつくる

施策の内容		事業の内容	事業主体
17	環境負荷を軽減する緑化を推進する	ヒートアイランド現象を緩和する緑化の推進 大気汚染や騒音を抑制する緑化の推進 二酸化炭素吸収源となる樹木の増加促進 【重点施策1】	区 事業者 区民
18	公共施設等の緑化を推進する	区立小・中学校の校庭芝生化事業の推進 公共施設の緑化推進 緑のカーテンの普及推進 土地利用特性に応じた緑化推進 【重点施策2,3】	区 事業者 区民
19	緑化計画に基づく緑化を拡充する	積極的な緑化指導による屋上・壁面・接道部 緑化の推進 緑化計画書制度の緑化基準の見直し 【重点施策2,3】	区 事業者 区民
20	緑化を進める制度を活用する	地区計画による緑化の推進 【重点施策2】 都市開発諸制度を活用した緑化の推進 緑化施設整備計画認定制度の積極的な活用 融資制度等の活用 緑化地域制度の導入 【重点施策2】	区 事業者
21	まちのみどりを増やす 【新規】	記念樹事業制度の創設 まちづくり事業と連携した緑化の整備と充実 【重点施策2】 集合住宅団地建替時の緑化の充実	区
22	生き物の生息・生育できる自然の豊かな場所を増やす	公園・公共施設緑地の生物生息に配慮した環境整備 民有地の環境整備	区
23	みどりを増やし身近なみどりのネットワークをつくる	公開空地の質の向上 学校緑地の充実 生垣などの接道部緑化の推進	区 事業者 区民

5. みどりをとものつくる

施策の内容		事業の内容	事業主体
24	自然環境の学習機会を増やす	みどりの教室、緑化相談会の開催の継続 自然観察会等、みどりに関する講座の開催 自然教室等の開催	区
25	みどりの普及啓発活動を推進する 【新規】	表彰制度の推進 多様な媒体によるみどりに関する情報の発信	区
26	みどりの情報拠点を整備する	みどりに関する活動への支援促進 自主的に活動できる環境整備の支援 みどりの情報館の積極的な利用促進	区 事業者 区民
27	自然環境学習の場を整備する	屋外学習の場の整備	区

4-2 実現施策

1. 都市の基盤となるまとまりのあるみどりをつくる

1 広域避難場所に防災公園をつくる【継続・重点】

■防災公園の整備

区南部と北西部には防災公園※1が整備されていませんが、市街地の防災性の向上のため、これらの地域に防災機能を有する公園の整備を行います。

□（仮称）中央部防災公園の整備推進

区役所一帯の広域避難場所の中核として、警察大学校等跡地に（仮称）中央部防災公園を整備します。

□（仮称）南部防災公園の整備推進

東京大学教育学部附属中等教育学校一帯の広域避難場所の中核として、東京大学教育学部附属中等教育学校の一部を用地取得し（仮称）南部防災公園を整備します。

□ 新設整備

本町二丁目（郵政
宿舎跡地）、本町五
丁目（NTT 宿舎跡
地）、その他国家公
務員宿舎跡地を活
用し防災機能を持
った公園の整備を行います。



平和の森公園芝生広場

□ その他必要な区域への整備促進

広域避難場所の近辺に防災機能を持った公園の整備を推進します。

2 計画的に公園をつくる【継続・重点】

■都市計画決定済みの公園整備の推進

都市計画決定後、未供用の公園については、事業化の推進に努めます。

■重点化を図るべき公園の早期整備

都市計画公園・緑地の整備方針において重点化を図るべき公園として位置づけられている「平和の森公園」のうち、優先整備区域に設定されている拡張計画区域については早期整備に向けて東京都に働きかけていきます。

※1 防災公園：地震に起因して発生する市街地火災等の二次災害時における国民の生命、財産を守り、大都市地域等において都市の防災構造を強化するために整備される、広域防災拠点、避難地、避難路としての役割をもつ都市公園および緩衝緑地。（防災公園計画・設計ガイドライン）

3 個性的な公園や緑地をつくる【継続】

■個性的な公園としてのリニューアル整備

既設の公園・緑地について地域の実情や環境に合わせた個性的な公園（広場の芝生化、健康づくり等）、緑地として再整備を行います。

□ 安全性を高める公園の整備

広域避難場所となる規模を要した公園を整備します。また地域の消火能力を向上させるために公園の地下に耐震性貯水槽を設けるなど、災害対応力を向上させます。

□ 自由な遊びができる公園の整備

自分で遊びを創造しながら楽しめる公園や、子供に人気のある遊具などを設置した公園を適切に配置します。

□ 動植物の豊かな公園の整備

植栽地の比率をすべての公園で30%以上とします。また、自然度が高い植栽地や昆虫などが生息するみどり豊かな公園を、適切に配置します。

□ 景観をつくる公園の整備

業務地などに立地する公園は、休息ができオアシスとなるような景観に配慮した整備をします。

□ 立体活用を図った公園の整備

限られた土地を有効に利用するため、人工地盤上に公園をつくるなど、土地を立体的に活用した公園整備をすすめます。

□ 芸術性のある公園の整備

業務地での立地や、文化施設に隣接する公園は、彫刻の設置など芸術性のある修景をほどこした公園として整備します。

□ 歴史のある公園の整備

哲学堂公園は、東京都名勝の指定を受けている中野区の文化財として保全し将来に引き継いでいきます。

□ 健康づくり公園の整備

高齢化社会をむかえ、散歩の途中などに気軽に体を動かすことのできる健康器具の設置を行い、健康づくりを推進する公園整備をすすめます。

■公園整備計画の策定

リニューアル整備にあたっては既存の公園や計画公園の分布状況を踏まえ、二酸化炭素の吸収源となる樹木の植栽、施設の長寿命化、遊具の改善、健康遊具の導入、珍しい樹木や野鳥などの餌となる実のなる樹木の植樹などについて取り組みます。また、個性のある公園として整備を行うために、各公園の課題や必要な機能の調査、利用者のアンケートなどを踏まえて、公園整備計画を策定します。

■区民参加による公園整備

公園リニューアルには日常的に利用する地域住民の意見を反映して行います。そのため、公園計画の策定、公園整備においては区民参加型での実施を検討し、公園管理においても清掃、除草、花壇の管理等に区民主体の制度導入に努めます。

4 身近な場所に公園や緑地をつくる【継続】

■身近な公園緑地の充実

区内全域に偏りなく、誰もが利用できるように公園を配置します。公園用地の確保が困難な場合は、借地公園^{※1}や立体公園^{※2}の活用を図ります。

5 みどりとオープンスペースの拠点を活用する【継続・重点】

■大規模なオープンスペースの活用

公園緑地の他、面積の大きい神社や集合住宅等のみどりとオープンスペースの拠点として活用できるように努めます。また、今後行われる大規模面開発については地域の拠点となる緑地整備の誘導に努めます。

※1 借地公園:個人や法人等より無償で土地を借り、公園として整備するもの。平成16年の都市公園法改正により借地契約の終了によって都市公園を廃止することができるようになった。

※2 立体公園:人工地盤や建築物の上部に整備された公園。平成16年の都市公園法改正により立体都市公園制度が創設され、都市公園の下部空間に都市公園法の制限が及ばないことにより、人工地盤上等の公園整備が可能となった。

2. みどりの軸をつくる

6 河川の”水と緑”の軸をつくりネットワーク化する【継続】

■神田川水とみどりの親水軸の整備

- 神田川景観基本軸^{※1}と連携した環境整備

神田川は東京都景観計画の景観基本軸に指定されており、良好な景観形成のために建築物等の建築、開発行為に景観形成基準が決められています。景観基本軸と調和した河川景観の向上に努めます。

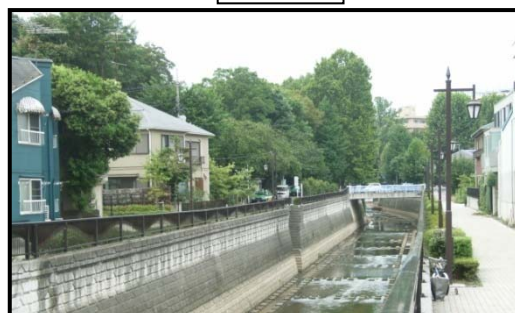


神田川

■妙正寺川水とみどりの親水軸の整備

- 景観の整備

妙正寺川については、河川改修や河川沿いの建築物等の建築の機会をとらえて、優れた河川景観の形成に努めます。



妙正寺川

- 崖線のみどりの保全

妙正寺川の河岸段丘には公園や社寺林を中心として斜面林が残っています。今後も良好な環境の保全に努めます。

■河川沿いの緑化の推進

- 河川改修に伴うみどりのスポットや橋詰めのポケットパークの整備

河川改修によって生じた事業残地は、みどりのスポットとして緑地整備を行います。また橋詰めなど一定の要件を満たす場所はポケットパークとして整備します。

- 河川沿いの敷地の緑化推進

河川沿いの敷地は河川と一体となった緑化空間を形成するため、区民の協力のもと、生垣の整備、庭木の植栽、壁面緑化、ベランダ緑化の整備などの推進に努めます。

- 風の道^{※2}となる河川管理用通路の緑化

河川管理用通路には植樹帯を設置するなど、河川空間と一体となった緑化整備を行い、河川に沿って流れてくる冷涼で新鮮な空気を住宅地に導く風の道整備を推進します。

■河川自然度の向上

水生動植物の生育環境を向上させるような自然度の高い河床整備について、河川管理者に要望していきます。

※1 神田川景観基本軸:東京都景観計画(平成20年7月)では東京の景観形成において特に重要な景観軸を景観基本軸と設定し、景観軸の方針と景観づくり基準を定めている。神田川景観基本軸

の区域は神田川区域と神田川の両側からそれぞれ 30m の陸上の区域を合わせた部分とし、良好な景観形成のための行為の制限が定められている。

7 道路のみどりの軸をつくりネットワーク化する【継続】

■街路樹の保全と充実

街路樹のみどりの機能を充実させるため、高木と中低木との組合せ、剪定方法等について道路管理者と協議し、実施に努めます。

■都市計画道路の街路樹整備の推進

都市計画道路の拡幅整備にあわせて、道路空間に適合した樹種の選択などの街路樹整備を推進します。

■防災公園、広域避難場所をつなぐ道路の街路樹整備

区全域に分布する防災公園、

広域避難場所をつなぐ道路は、避難路や物資の輸送道路となるため、より防災性を高めるために火災に強い樹種を選ぶなどの街路樹整備に努めます。

■延焼遮断帯^{※3}となる幹線道路沿いの緑化推進

延焼遮断帯としての機能のある幹線道路の沿道緑化を推進し、延焼遮断帯としての機能向上を図ります。また区民や事業者の協力のもと、沿道敷地での植樹帯整備、壁面緑化整備等の推進に努めます。



トチノ木通り

8 環境軸^{※4}として重点的に整備を行う【新規】

■中野通り、山手通りの環境軸の形成

中野通り、山手通りを環境軸推進地区として位置づけ、道路のみどりを軸として、周辺にみどりが広がるような環境整備に努めます。

■沿道緑化の推進

環境軸推進地区と連携して沿道緑化を推進します。またその他の沿道区域においても重点的な緑化推進に努めます。

9 新たなみどりの軸を整備する【新規】

■西武新宿線沿線におけるみどりの軸の整備

西武新宿線と道路との立体化に合わせて、西武新宿線沿線に新たなみどりの軸の形成を図ります。

※2 風の道(p37)：都市のヒートアイランド現象緩和や大気浄化対策のひとつとして、海風を利用して、風が通り抜けられるように形成された空間のこと。

※3 延焼遮断帯(p38)：道路、河川、鉄道、公園、緑道等の都市施設とその沿道の不燃建築物を組み合わせることにより、火災時の延焼拡大を遮断する連続した帯状の不燃空間。

※4 環境軸(p38)：公園・緑地、道路や河川の緑とこれらの沿線のまちづくりで生まれるみどり等を組み合わせ、都市施設では成しえない厚みと広がりをもった緑の空間。

3. 地域にゆかりあるみどりを保全する

10 樹木や樹林を保全する【継続・重点】

■保護樹木、保護樹林等の指定の促進

長い間、地域で親しまれてきた一定の基準を満たす樹木や樹林等について、所有者の同意を得ながら、条例に基づく保護樹木、保護樹林等の指定の促進をはかり、管理経費の補助制度や保険制度による支援を行い、保全していきます。また、東京都と区市町村が合同で策定する「緑確保の総合的な方針」の中で保全施策について提案と調整を行います。



歴史民族資料館のシイ

■保護樹林の管理の充実

保護樹林の維持管理については、助成制度により一定の金額を補助していますが、

樹林の維持管理では、日陰になるなどの近隣からの苦情が寄せられることがあります。所有者に対応を指導しても、樹林の面積規模によっては、早急な対応が難しい状況もあります。地域の財産であるみどりを守るために、近隣の心理的負担の軽減を図るために、区が直接支障となる枝の剪定を行うなど、管理の充実を図ります。

■保護樹木の指定基準の見直し

現在の保護樹木の指定基準は地上 1.5mの幹周りが 120 cm以上となっています。より多くの樹木の保護のため、指定基準の引き下げなどの見直しを行います。

■地域の屋敷林等を地域住民で守る

区内に残る屋敷林は非常に少なく貴重なみどりとなっています。これらの樹林によってもたらされる大気の冷却効果、二酸化炭素吸収源の確保、自然や四季の変化とのふれあいなどは、地域の財産であると考え、地域で守る樹木の指定や、落ち葉拾いに協力する団体の育成など、地域におけるみどりの保全の仕組みづくりに努めます。

11 生き物の生息・生育できる自然の豊かな場所を保全する【継続】

■残された森の保全

江古田の森公園の保全樹林は人の立ち入りを禁止し、動植物の環境保全区域としています。今後整備を行う公園緑地についても、良好な樹林がある場合は、現状のまま保全を行うなどの環境保全（植生等）を図ります。

12 歴史のあるみどりを保全する【継続・重点】

■歴史のあるみどりをまちづくりの活力として利用

歴史や文化と一体となったみどりは、周辺の景観や道路整備等にも配慮を行い、まちづくりの活力として生かします。

■地域のみどりの保全と継承の推進

神社や寺院などの歴史あるみどりについては、地域の人々が愛着や親しみを持ち、守り続けようとする思いを育てて行くことが大切です。地域に対する親しみの基盤として、引き続き良好な状態で継承できるように、地域ボランティア活動等を通じて、みどりの保全と継承に努めます。

■散歩道の充実

近隣住民以外にも、地域のみどりについて広く周知をするために、歴史や風土をめぐる散歩道の案内板の設置、パンフレットの作成等の充実に努めます。

■景観資源の保全と活用

樹木などのみどりは都市の景観に風格やうるおいを与えます。また地域の歴史を伝えるみどりそのものが貴重な景観資源となっています。歴史あるみどりの景観資源を保全するとともに、親しみの持てる都市景観をつくるためのみどりの活用に努めます。



桃花小のケヤキ

13 農地を保全し活用する【継続】

■生産緑地地区の維持

区北西部には生産緑地地区が点在しています。これらの生産緑地地区をできる限り維持するように努めます。

■生産緑地地区の用地取得

生産緑地地区の指定解除が求められた時には、貴重なオープンスペースとして地域に残せるよう周辺の土地利用の状況や生産緑地地区の面積などを考慮し、用地取得に努めます。



生産緑地

14 みどりを大切にした施設整備を推進する【継続・重点】

■緑化指導による既存樹木の活用

既存の樹木は、新規に植栽を行うより樹幹も大きく、緑化効果が高いため、建築行為の際には、できる限り既存の樹木を保全するように緑化指導を行います。

■公共用地跡地転用時の既存樹木の保全と活用

公共用地の跡地利用ではできる限り既存樹木の保全と活用を図ります。

15 ”水と緑”の循環を促進する【継続・重点】

■透水性舗装・雨水浸透マス等の設置の促進

公園、道路、公共施設では透水性舗装の整備や雨水浸透マスの設置を行い、雨水の地下浸透の促進をはかります。また、雨水の再利用についても積極的に努めます。

事業所については、透水性舗装や雨水浸透マスの設置を積極的に行い、雨水の地下浸透に努めます。住宅地においては、できるだけ雨水を活用し、雨水浸透マスの設置などの地下水の涵養に努めます。

■樹木のリサイクル制度の創設

開発等によってやむをえず伐採するなど保全ができない樹木のうち、移植可能なものについては、区が一時的にこれらの樹木をストックして、公共施設等の緑地整備に利用します。また、樹木を必要とする区民に対して紹介するなどの樹木のリサイクル制度のシステムづくりに努めます。

■落ち葉・剪定枝葉のリサイクル促進

街路樹、公園から発生する剪定枝葉はチップや堆肥にして、公園等で利用するほか、区民や事業者も利用できるような仕組みづくりに努めます。また地域住民との連携のもと、民有地の落ち葉等を堆肥にしてリサイクルするように努めます。

16 公園・街路樹等の適正な維持管理運営【新規】

■民間活力の活用によるみどりの維持管理

指定管理者の導入による公園・街路樹の適正な維持管理運営を図り、整備したみどりが二酸化炭素の吸収源としても有効に働くとともに、身近なみどりとして活用されるよう保全します。

また、花壇の管理については、区民による自主管理用地の拡大に努めます。

4. 暮らしの中に息づくみどりをつくる

17 環境負荷を軽減する緑化を推進する【継続・重点】

■ヒートアイランド現象を緩和する緑化の推進

ヒートアイランド対策として地表面被覆の改善や都市形態の改善があげられます。そのため建物の屋上や壁面、ベランダなどを利用した緑化を行い、みどりで覆うことにより高温化を抑制するとともに、建物の冷房効率を改善して省エネルギー効果を高め、日常生活による環境への負荷を和らげます。

また街路樹整備等の緑陰を形成することによる歩行環境の整備、学校の校庭芝生化や緑のカーテンの設置など学校環境の整備などに努めます。



区役所の屋上緑化

■大気汚染や騒音を抑制する緑化の推進

幹線道路沿いの街路樹については、汚染物質吸着や騒音の低減など、みどりが周辺環境にもたらす効果を活かしながら、ボリュームある街路樹整備を図ります。

■二酸化炭素吸収源となる樹木の増加促進

樹木等の植物のもつ光合成機能により、二酸化炭素を吸収・固定しています。そのため樹木が増えることで二酸化炭素の吸収量が増加し、総合的には二酸化炭素排出量削減へとつながります。二酸化炭素吸収量をより多くするため、公園緑地や道路において、計画的に新たな植栽を行い、樹木本数を増やしていきます。またできる限り剪定を行わない樹木の指定、既存の大径木の保全などに努めます。

18 公共施設の緑化を推進する（継続・重点）

■区立小・中学校の校庭芝生化事業の推進

現在区では区立小学校の校庭芝生化事業を行っています。今後は区内全ての区立小・中学校の校庭の芝生化事業を行っていきます。

■公共施設の緑化推進

公共施設の壁面緑化や敷地内の緑化に努めます。また、新設や建て替え時には、「中野区みどりの保護と育成に関する条例」の施行規則に則った緑地面積以上を確保し、民間緑化の模範となるよう緑化を充実させる。

■緑のカーテンの普及推進

壁面緑化は日射を遮り室内の高温化を抑えるため、室内の環境改善効果、省エネルギー効果を有します。特に夏季において緑のカーテンとして、学校等の公共施設にはヘチマやニガウリ等による大規模な壁面緑化が行われています。

今後も学校を中心に多くの施設において緑のカーテンの実施を働きかけるほか、住宅等への普及促進に努めます。

■土地利用特性に応じた緑化推進

商業・業務系の土地利用では緑化余地が少ないため、壁面や屋上など建築物の緑化の推進を図ります。また道路から見えるベランダ部分等にはベランダ緑化を行うなど、道路景観に配慮した緑化推進を図ります。

住宅街では、地域ぐるみで沿道緑化を積極的に行い、道路利用者が楽しめる緑化等を推進します。また共同建て替えなどによって生じた空間は、緑化スペースとして活用することを働きかけていきます。

また、東京都・区市町村が合同で策定する「緑確保の総合的な方針」の中で、土地利用の特性に応じた緑の規制・誘導策について、提案と調整を行います。

19 緑化計画に基づく緑化を拡充する【継続・重点】

■積極的な緑化指導による屋上・壁面・接道部緑化の推進

緑化計画書制度に基づく積極的な緑化指導によって、屋上緑化、壁面緑化、接道部緑化を推進します。

また緑化指導の際に接道部緑化の助成制度^{※1}についても周知を図り、助成制度の一層の活用を図ります。

■緑化計画書制度の緑化基準の見直し検討

緑化計画の緑化基準値について、緑化基準面積や接道部緑化基準延長等について都自然保護条例を踏まえ数値の引き上げ等の見直しを行います。

20 緑化をすすめる制度を活用する【継続・重点】

■地区計画による緑化の推進

地区計画等において建築物敷地内の緑化率や接道部の緑化率の最低限度を定め、建築物の建て替えにあわせた緑化の推進を図ります。

■都市開発諸制度^{※2}を活用した緑化の推進

東京都と連携のもと、都市開発諸制度における割増容積の算定において、緑化の程度に応じたメリハリのある評価を導入すると共に、「公開空地等のみどりづくり指針」と連携し都市開発における、質の高い緑化誘導を図ります。また、東京都・区市町村が合同で策定する「緑確保の総合的な方針」の中で、土地利用の特性に応じた緑の規制・誘導策について、提案と調整を行います。

■緑化施設整備計画認定制度の積極的な活用

緑化施設整備計画認定制度とは、都市緑地法に基づくもので、一定規模以上の緑化施設の整備に関して、固定資産税の課税特例措置を受けることができる制度です。この制度の積極的な活用を図るように周知します。

※1 接道部緑化の助成制度：中野区では、道路に接した敷地の部分に生け垣・植樹帯を設置する場合、一定の条件を満たしたものについて、要した費用の一部を助成する制度を設けている。

※2 都市開発諸制度：公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限などの建築基準法に定める形態規制を緩和することにより、市街地環境の向上に寄与する良好

な都市開発の誘導を図る制度。

■融資制度等の活用

東京都による街かど緑化支援事業^{※1}、産業力強化融資（中小企業制度融資）^{※2}やエコビル整備事業^{※3}などの融資制度の周知を図り、屋上緑化を推進します。

■緑化地域制度の導入

緑化地域制度とは、市街化が進展し都市公園等の緑地確保が困難な地域において、市街地の大半を占める建築物敷地内の緑化を積極的に推進するために、一定規模以上の敷地の建築物の新築・増築を対象として、建築物敷地内の緑化率の最低限度の規制を行う制度です。良好な都市環境を形成するために、制度導入を図ります。

21 まちのみどりを増やす【新規】

■記念樹事業制度の創設

住宅用地に樹木を増やす支援として、子供の誕生などを記念した記念樹事業の仕組みづくりに努めます。また樹木を植える場所のない区民に対しては、大規模公園などに記念樹の森などを設置するなど、植樹場所の提供を行います。

■まちづくり事業と連携した緑化の整備と充実

さまざまなまちづくり事業にあわせて、緑化指導等により新たな緑地の創出、周辺のみどりとのネットワーク形成を図る等、質の高い緑空間の創出を誘導します。

■集合住宅団地建て替え時の緑化の充実

集合住宅団地建て替え時には土地の有効利用を図り、既存樹木の保全も含めた、現況よりも広い緑化面積の確保が可能な計画策定を図るように誘導します。

22 生き物の生息・生育できる自然の豊かな場所を増やす【継続】

■公園・公共施設緑地の生物多様性に配慮した環境整備

公園、学校をはじめとした公共施設の緑地では、できるだけ多くの生き物が生息・生育できるように、水辺の整備や樹種等に配慮した環境整備の推進を図ります。

■民有地の環境整備

民有地内にも、生物多様性に配慮した環境整備として野鳥などの餌となる樹木の植栽や庭に餌場や水場をつくるなど、自然とふれあう機会を増やすことを普及啓発します。

※1 街かど緑化支援事業：街かどの景観向上に貢献する、緑化場所の公開性が高いなど、地域において緑化効果が高い民間施設の緑化事業（接道緑化、屋上緑化、壁面緑化など）について、工事費の一部を助成する制度。

※2 産業力強化融資：一定の条件を満たす中小企業に対して「東京における自然の保護と回復に関する条例」の届出をした緑化事業への必要な資金の融資。

※3 エコビル整備事業：主に都市部の商業、事業系用途の地区を対象に、延べ床 2,000 m²以上の建物

の建築物に際して日本政策投資銀行の融資を受け屋上緑化を行う事業。

23 みどりを増やし身近なみどりのネットワークをつくる【継続・重点】

■公開空地の質の向上

東京都の「公開空地等のみどりづくり指針」と連携して、公開空地の連続性や、快適で安全な利用、空間の調和等、質の向上を図ります。

■学校緑地の充実

学校などの敷地規模の大きい公共施設では、学校ビオトープの整備、高木や中低木の組合せを考慮した厚みのある接道部緑化、地被植物の他灌木等も用いた屋上緑化などを率先して行い、地域のみどりの核となる総合的な緑化を推進します。

■生垣などの接道部緑化の推進

建物建築に伴うセットバック時には、可能な限り接道部の緑化を行い、連続したみどりの形成を推進します。

5. みどりとをともにつくる

24 自然環境の学習機会を増やす【継続】

■みどりの教室、緑化相談会の開催の継続

区では定期的のみどりの教室、緑化相談会を開催しています。区民への周知を図り、今後も引き続き開催のみどりへの関心を高めていきます。

■自然観察会等、みどりに関する講座の開催

自然観察会やみどりに関する講座を通じて、自然や緑化に関する知識と理解を深めていくために、観察会や講座を開催します。

■自然教室等の開催

子供の時から自然にふれあう楽しさを知ってもらうために、幼児を対象にした親子自然教室、小中学生を対象にした自然体験活動教室を開催します。

25 みどりの普及啓発活動を推進する【新規】

■表彰制度の推進

区民のみどりの活動や沿道緑化などの緑化努力に対して、区では各種の表彰を行っています。今後も優れた緑化活動等に対する表彰を行うことで、区民の緑化意識の高揚を図ります。

■多様な媒体によるみどりに関する情報の発信

区民が容易にみどりに関する情報を得たり、みどりの活動に参加したりできるように、区の広報やホームページ、ケーブルテレビなど、様々な媒体を活用して情報提供を行います。

26 みどりの情報拠点を整備する【継続】

■みどりに関する活動への支援促進

自然やみどりに関する活動を行っているボランティアや活動団体に対して、行政としての支援を促進します。

■自主的に活動できる環境整備の支援

区民や団体が相互交流や情報交換を行うなど、活発な自主活動が可能な環境整備などの支援を行います。

■みどりの情報館の積極的な利用促進

区民相互による情報交換や、区民が自然やみどりを理解し、環境と共生するまちづくりを目指して、積極的な活動を行うための拠点となる“みどりの情報館”として、江古田の森公園に学習室を設置しました。今後は活動拠点として積極的な利用が図られるように支援を行います。

27 自然環境学習の場を整備する【継続】

■屋外学習の場の整備

自然の仕組みや、人と自然との関係などの理解には、実際の自然環境の中での直接体験や、自発的活動で得られる充実感が重要です。江古田の森公園では、樹木の自然遷移や動植物の生態を学習できるような、人が入れない区域を確保し、自然観察、自然材料を用いた遊び、樹林の管理作業を通じて自然体験を実践します。また今後整備していく公園においても自然観察のできる場の整備を図ります。

4-3 重点施策

実現施策のうち、重点的に取り組むテーマを明確にし、早期の実施に努めます。

重点施策1 公園・オープンスペースの計画的な整備

中野区の公園緑地の整備量は十分とは言えない状態です。区の北東部には江古田の森公園、平和の森公園、哲学堂公園などの比較的規模の大きな公園が分布していますが、その他の地域では規模の小さい公園がほとんどです。特に防災面での課題を抱えている区域では、避難地や防災活動拠点の場、延焼遮断帯となる空地として防災公園の整備が必要となっています。

公園の新設整備

- 本町二丁目郵政宿舎跡地、本町五丁目 NTT 宿舎跡地、その他国家公務員宿舎跡地を活用し、公園・オープンスペースの新設整備を行います。
- 都市計画決定している「平和の森公園」の中で、「都市計画公園・緑地の整備方針」において優先整備区域に設定している区域の拡張整備が、早期に実施できるよう東京都に働きかけます。

防災公園の新設整備

- 警察大学校等跡地に（仮称）中央部防災公園を整備します。
- 東京大学教育学部附属中等教育学校の一部を用地取得し（仮称）南部防災公園を整備します。
- 区北西部の広域避難場所付近に防災公園等のオープンスペースの整備に努めます。

公園緑地での二酸化炭素吸収源の拡大

- 新規植栽が可能な公園にはできるだけ多くの樹木を植栽し、公園全体の樹木本数を増やしていきます。
- 一定規模以上の公園では剪定をできるだけ行わない樹木を選び、剪定枝葉の量を減少させ、樹冠面積の増大を図ります。
- 剪定枝葉のチップ化や堆肥化を行うリサイクルシステムを構築します。

重点施策2 まちづくりと連携した良好な緑化空間の創出

現在中野では山手通りの拡幅事業、再開発事業、地区計画など様々まちづくりが行われています。今後も跡地活用による大規模な面開発事業や、建て替え事業が計画されています。また、樹木の伐採、生垣などの接道部緑化整備、新たな緑地整備などみどりの環境がかわるのは、土地利用の改変や建物の更新時に起こっています。

まちづくり事業は良好な都市緑化を創出する機会であるため、適切な緑化指導等により周辺とのみどりのネットワークの確保、都市緑化景観の向上、まちの快適性の向上が期待されます。

区では条例に基づき、緑化計画による緑化指導を行っています。また大規模敷地については東京都条例や「公開空地等のみどりづくり指針」に基づいた緑化指

導が行われています。今後も東京都と連携して、良好な緑化空間整備への誘導を行う必要があります。

地区計画によるみどりの創出

- 地区計画に建築物の緑化率や接道部の緑化率の最低限度を定め、建築物の建て替えにあわせた緑化の推進を図ります。

緑化地域制度の導入

- 一定規模以上の建築物の新築・増築を対象として建築物の緑化率の最低限度の規制を行い、緑化を積極的に推進します。

東京都との連携の強化

- 街区再編まちづくり制度を活用します。
- 街並み景観づくり制度を活用します。
- 公開空地等のみどりづくり指針と連携します

重点施策3 みどり豊かな住宅地の形成

中野区のみどりの約7割が民有地にあり、そのほとんどが住宅地のみどりで、住宅地のみどりの中には古くからある屋敷林や生垣、庭木などさまざまなものがありますが、それらの全てが、住民の方々が日頃から丹精込めて大切に育ててきたものです。このようなみどりが地域の住環境を良好なものとしており、区の貴重な財産になります。今後も住宅地のみどりの維持保全に努め、さらに充実したものとなるように緑化推進を図ります。

区全体の二酸化炭素吸収源の拡大

- 保護樹木の指定基準について検討を行い、保護樹木の増加を図ります。
- 記念樹の配布、イベント時での苗木の配布を行います。

緑化計画の指導強化

- 緑化面積の指導だけではなく、既存樹木の保全と活用、新規植栽する樹種・形状、沿道景観への配慮、周辺の緑化状況との適合性など、より詳細な指導に努めます。
- 緑化基準を強化する方向で見直します。

法制度の活用

- 良好な緑化環境を維持保全するために、都市緑地法に基づく「地区計画等緑地保全条例制度^{※1}」「地区計画等緑化率条例制度^{※2}」「緑地協定制度^{※3}」等法制度を活用します。

※1 地区計画等緑地保全条例制度：屋敷林や社寺林等の身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を利用して現状凍結的に保全する制度

※2 地区計画等緑化率条例制度：地区計画等により緑化率の最低限度が定められている区域において、建築物の緑化率の最低限度を、条例で、建築物の新築・増築等に関する制限として定めることができる制度

※3 緑地協定制度：土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度

4-4 緑化重点地区の指定

中野区全域を緑化重点地区（都市緑地法第4条第2項第3号ホ）に指定します。

中野区では区全域においてみどりが十分にあるとはいえず、そのため地域や地区を限定せずに、区全域を緑化重点地区に指定し、みどりの現状の課題解決に向けて緑化推進を図ります。

そこで計画目標の達成とみどりの将来像の実現に向けて、区内の全ての地域において、みどりの現状と特性にあった施策の実施に努めていきます。施策の実施にあたっては、5つの基本方針に基づいた27の各施策のうち、重点施策～公園・オープンスペースの計画的な整備、まちづくりと連携した良好な緑化空間の創出、屋上緑化の推進、みどり豊かな住宅地の形成～について、より積極的な推進を図ります。

また、緑化重点地区では区民、事業者による自主的な緑化の推進が、より積極的な活動として展開されるように、各種ボランティア活動や緑地協定の締結等への支援を行っていきます。

また、緑化施設整備計画認定制度^{※1}を効果的に活用し、中野区の緑化を推進します。

※1 緑化施設整備計画認定制度（都市計画法第60条）：民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度。

制度のメリットとして緑化施設について固定資産税の特例措置を受けることができる。

緑化重点地区内 : 課税標準5年間1/2

緑化地域等内 : 緑化率規制対象建築物に係る緑化施設 課税標準5年間1/3

: 緑化率規制対象外建築物に係る緑化施設 課税標準5年間1/2

第5章 地域別緑化推進の方針

公園緑地整備や各施策を実施していくうえで、都市計画マスタープランの地域区分と同様の7地域に区分を行います。各地域におけるみどりの現況と課題をまとめ、地域別の緑化推進方針を定めます。

地域区分は次のとおりです。

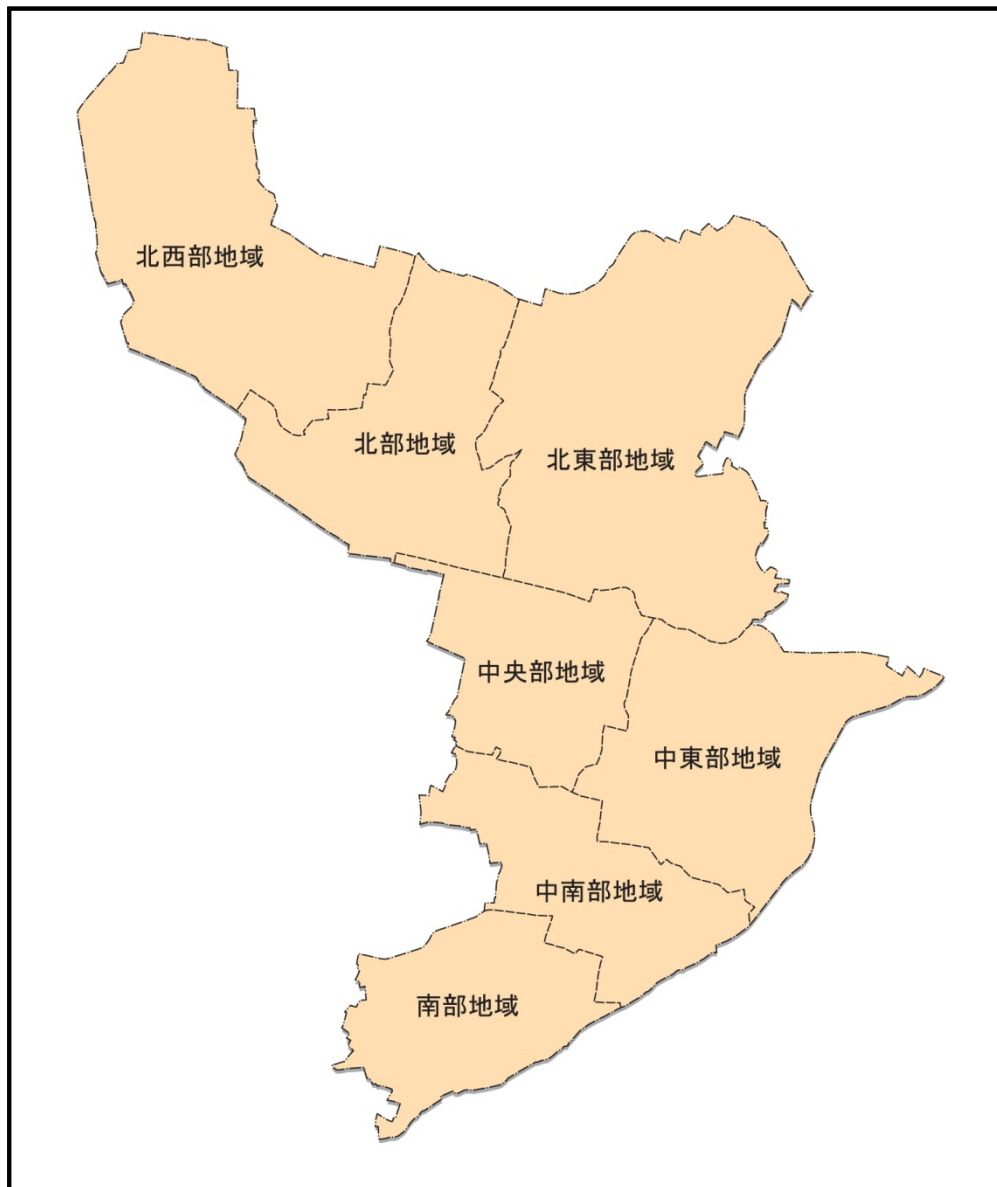


図 5-11 地域区分図

5-1 南部地域

(1) みどりの現況

- 幹線道路沿道は建物の中高層化が進んでいるが、低層住宅が広がる地域で、敷地規模が全般的に小さく木造住宅が密集しており、防災面・住環境面での課題を多く抱えており、地区計画制度によるまちづくり整備を行っている。
- 拠点となるみどりは南台公園、栄町公園、多田神社で、まとまったみどりの乏しい地域である。
- 地域の西側に神田川（善福寺川）が位置しており、ヤナギによる道路緑化が行われているが、河川はコンクリート護岸のため自然度は低い状況である。
- 緑被率は14.32%と区の平均16.4%より低い地域である。樹木の分布もとても少なく、小規模な住宅地のみどりが中心となっている。
- 集合住宅等を中心の屋上緑化は比較的多く見られる。
- 東京大学教育学部附属中等教育学校の一部用地を取得し（仮称）南部防災公園の整備計画があるほか、公社広町住宅が建て替え中である。

(2) みどりの課題

- 区内ではみどりの少ない地域であり、現存する社寺、学校、集合住宅、公園にある比較的まとまったみどりは今後も保全していく必要がある。特に住宅団地の建て替えや学校跡地活用については、現況樹木はできる限り確保していく必要がある。
- （仮称）南部防災公園計画地周辺の住宅地は、防災公園機能をさらに向上させるためにオープンスペースの確保、生垣緑化をより一層推進する必要がある。
- 神田川の河川空間については、区民が親しみを感じられるような空間となるように、沿川部分の緑化も含めて整備検討が必要である。

(3) みどりの整備方針

神田川のみどりを活かした地域整備
みどりを活かした防災まちづくりの推進

- （仮称）南部防災公園の整備推進
- 公社広町住宅建替事業と連携した緑化空間の創出
- 神田川景観基本軸整備と連携した神田川水とみどりの親水軸整備推進
- 中野通りの街路樹の保全と充実
- 方南通りの街路樹の整備推進
- 多田神社、神明氷川神社をはじめとした地域の伝統を受け継ぐみどりの保全
- 生き物の生息・生育空間の確保と連続性の整備推進
- 地区計画制度と連携した住宅地の生垣化や庭木緑化の充実
- 幹線道路沿道の建物の中高層化に合わせた屋上緑化の推進

● 身近な公園緑地の充実

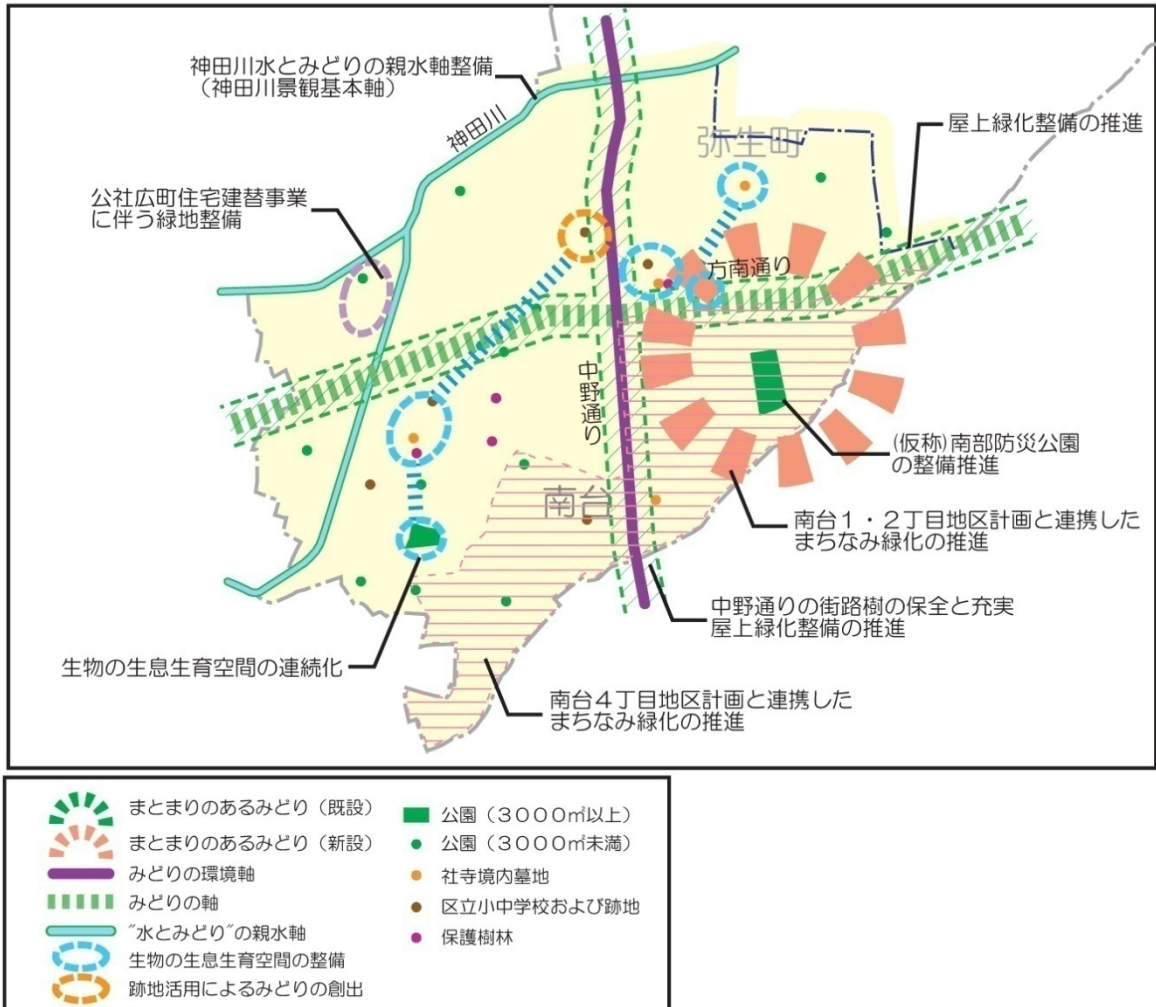


図 5-2 南部地域整備方針図

5-2 中南部地域

(1) みどりの現況

- 幹線道路沿道は建物の中高層化が進んでいるが、低層住宅と中層住宅が混在した地域で、敷地規模が全般的に小さく高密度な土地利用が図られている。木造住宅が密集した地区も多く、防災面・住環境面での課題を多く抱えている。
- 公園（鍋横地域 10 公園、面積 8,242 m²）は小規模な公園が比較的多く整備されている。しかし拠点となるような公園緑地がない状況である。
- 中央部を神田川が流れているが、コンクリート護岸で自然度は低い。
- 緑被率は 11.67%と区の平均 16.37%より非常に低く、特に樹林のようなまとまったみどりが少ない地域である。
- 青梅街道沿道には屋上緑化が多く見られる。
- 社宅跡地、公務員宿舎跡地の公園整備計画がある。

(2) みどりの課題

- 中規模公園の整備されていない地域であるが新たに 2 箇所の公園整備が計画されており、これらの公園を拠点として既存のみどりととのネットワークを形成する必要がある。
- 特に地域西側においてまとまりのあるみどりが少ないため、中野通りと青梅街道の街路樹を軸として、既存の街区公園の緑化の充実と住宅地の緑化推進をはかる必要がある。

(3) みどりの整備方針

神田川のみどりを活かした地域整備
新設公園を中心にした地域のみどりのネットワーク形成の推進

- 新設公園（2 箇所）の整備推進
- 神田川景観基本軸整備と連携した神田川水とみどりの親水軸整備推進
- 山手通り（区内全域）の環境軸推進地区の整備
- 中野通り、青梅街道、山手通りの街路樹の保全と充実
- 本郷通りの街路樹の整備推進
- 地域に残る貴重な既存樹林の保全
- 生き物の生息・生育空間の確保と連続性の整備推進
- 幹線道路沿道の建物の中高層化に合わせた屋上緑化の推進
- 身近な公園緑地の充実

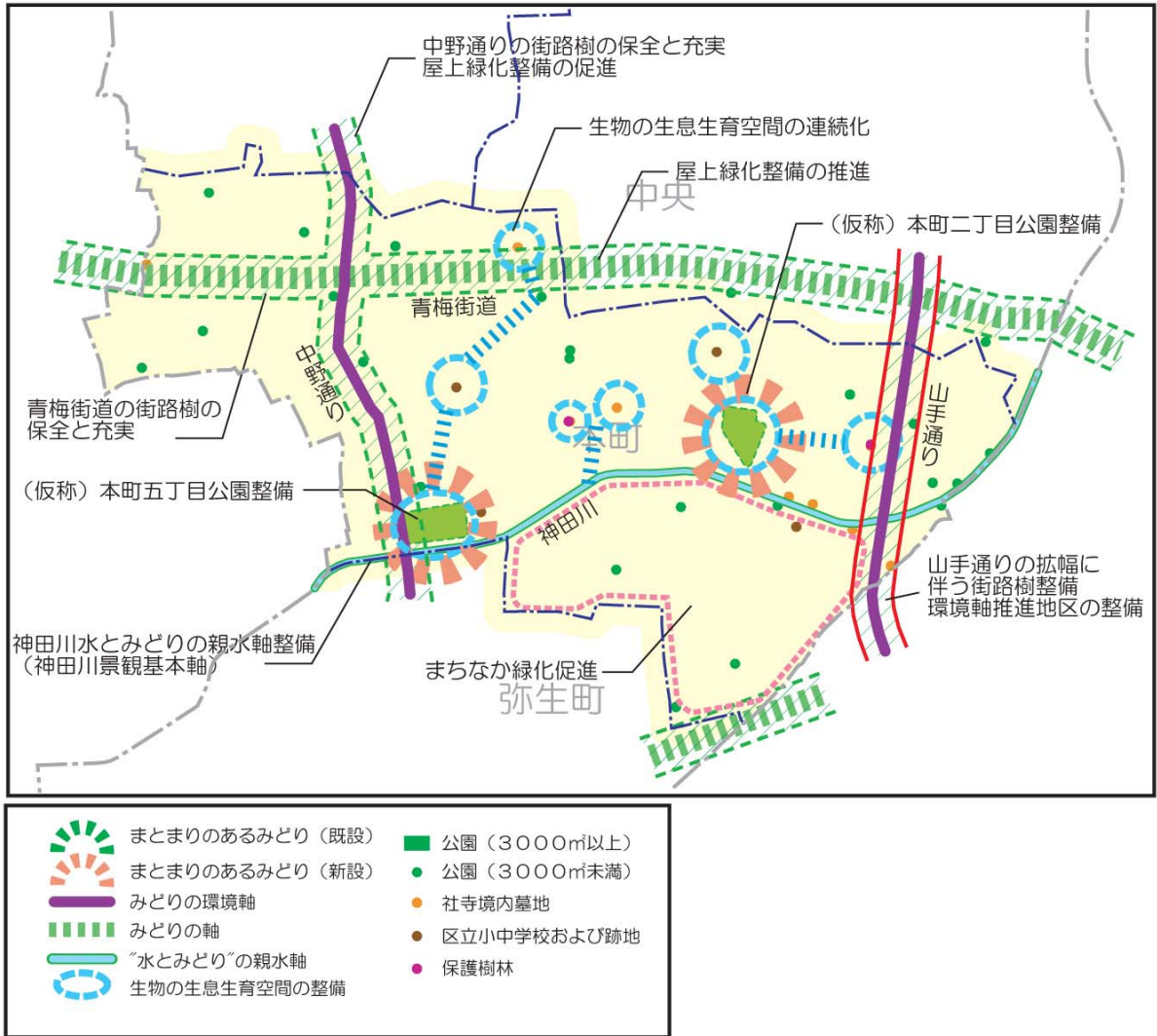


図 5-3 中南部地域整備方針図

5-3 中東部地域

(1) みどりの現況

- 幹線道路沿道は建物の中高層化が進んでいる。特に山手通り、青梅街道、中野坂上駅周辺は高層化が著しい。住宅地の多くは低層住宅と中層住宅が混在しており、敷地規模が全般的に小さく高密度な土地利用が図られている。木造住宅が密集した地区では、防災面・住環境面での課題を多く抱えている。
- JR東中野駅では山手通り拡幅工事と併せて駅前広場整備計画がある。
- 拠点となるみどりは東中野氷川神社、谷戸運動公園、城山公園があり、地域中央を東西に桃園川緑道が通っている。
- 緑被率は12.76%と区の平均16.37%を下回り、樹林は社寺林の分布が見られる他は少ない状況である。
- 屋上緑化の整備箇所は多く、特に山手通り東側に多数分布している。
- 早稲田通りには寺院が建ち並ぶ一角があり、寺町の景観を呈している。

(2) みどりの課題

- 山手通りの拡幅工事、中野坂上地区再開発事業、東中野駅前広場整備事業に併せて新たな緑地創出の機会をとらえることが必要となる。
- 地域の歴史と関わり合いの深い東中野氷川神社や宝仙寺には大径木樹木が多くあり、周辺環境と一体となった保全の必要がある。
- 古くからある住宅地の良好なまち並みのみどりの保全を図る必要がある。
- 神田川の四季の道、桃園川緑道がより親しみが持てる空間として維持管理してゆく必要がある。また景観資源として活用の充実を図る必要がある。
- 早稲田通り沿いの寺町のたたずまいは貴重な景観資源としての保全と一層の活用を図る必要がある。
- みどりの拠点となる公園、まとまったオープンスペースが不足しており、整備の必要がある。

(3) みどりの整備方針

神田川のみどりを活かした地域整備
既存のみどりと新たなみどりと連携の推進

- 神田川景観基本軸整備と連携した神田川水とみどりの親水軸整備推進
- 山手通り（区内全域）の環境軸推進地区の整備
- 山手通り拡幅工事に伴う街路樹整備の推進
- 東中野氷川神社、宝仙寺をはじめとした地域にゆかりのあるみどりの保全
- 生き物の生息・生育空間の確保と連続性の整備推進
- 既存樹木保全のための土地細分化の防止

- 住宅地の良好なみどりの保全
- 大規模面開発整備に伴う新たな緑化空間整備の誘導
- 幹線道路沿道の高層化に伴う屋上緑化の整備推進
- 神田川四季の道、桃園川緑道をはじめとした景観資源の保全と活用
- 身近な公園緑地の充実



図 5-4 中東部地域整備方針図

5-4 中央部地域

(1) みどりの現況

- JR中央線北側には区役所等の公共施設が集中し、南北の駅周辺には商業地域が分布しており、区の中心地域を形成している。幹線道路沿道は建物の高層化が進んでいるが、その後背地は低層住宅と中層住宅が混在した住宅地となっている。
- みどりのまとめりとしては紅葉山公園、勤労福祉会館などに樹林がある。
- 緑被率は14.52%と区の平均16.37%を少し下回っている。
- 駅周辺施設には大規模な屋上緑化が整備されており、区内で最も屋上緑化面積が大きい地域である。
- 地域南部の桃園川緑道と中野通りのサクラ並木がみどりの軸を形成している。
- 区役所に隣接する警察大学校等跡地に（仮称）中央部防災公園整備が計画されている

(2) みどりの課題

- 区の中心地域であるが、駅前広場をはじめとして緑化景観の面からは乏しい状況であり、今後の整備事業に併せて区の中心としてふさわしい緑化景観の創出が必要である。
- 中野駅北口や南口の大規模な面開発では公開空地の提供などによるみどりの創出を図る必要がある。
- （仮称）中央部防災公園整備では隣接する敷地と一体となる景観に配慮した整備が必要である。

(3) みどりの整備方針

土地の高度利用や共同化によるみどりの創出

- （仮称）中央部防災公園整備の推進
- （仮称）中央部防災公園と隣接する施設緑地との一体的整備
- 中野通り（大久保通り～新青梅街道区間）環境軸推進地区の整備
- 中野通り、桃園川緑道の街路樹の保全と充実
- 生き物の生息・生育空間の確保と連続性の整備推進
- 大規模面開発事業に併せた新たな緑化空間整備の誘導
- 商業地域を中心とした屋上緑化の推進
- 身近な公園緑地の充実
- 中野駅周辺整備と併せた良好な都市景観の創出
- 中野通り、桃園川緑道の街路樹の景観資源としての活用

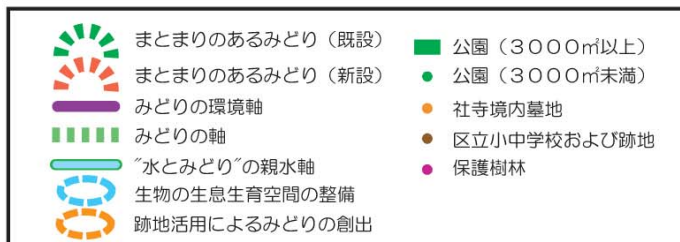
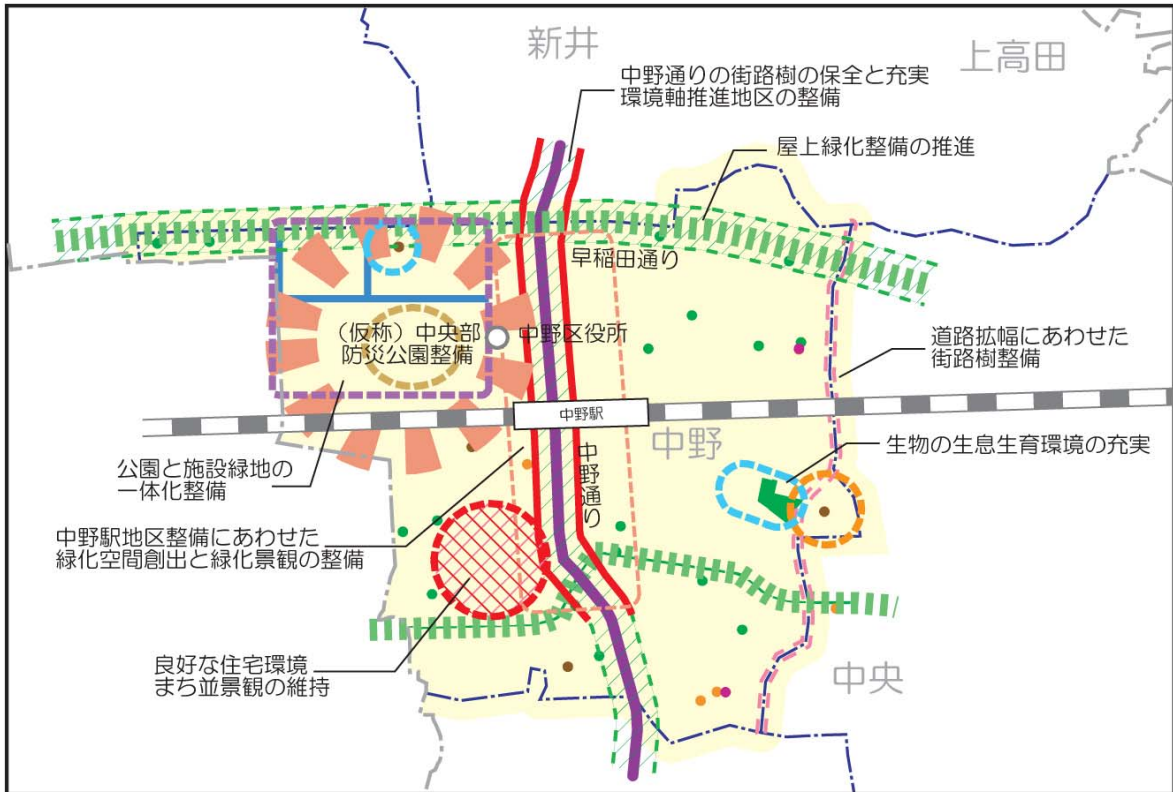


図 5-5 中央部地域整備方針図

・ 5-5 北東部地域

(1) みどりの現況

- 土地区画整理事業により基盤整備が行われた区域は敷地規模が比較的広く良好な住環境を形成しているが、狭あい道路が多く木造密集住宅の多い防災・住環境面で課題を抱えている区域も見られる。
- 地域の中央部には妙正寺川（江古田川）があり、河岸段丘の傾斜地に江古田の森公園、平和の森公園、哲学堂公園、江古田公園など区を代表する公園がある他、社寺林も多い地域である。
- 妙正寺川沿いには街路樹整備やポケットパークが整備されているが、河川はコンクリート護岸により自然度は低い。
- 中野通りのサクラ並木が整備されみどりの軸を形成している。
- 江古田の森公園、平和の森公園は防災公園として整備している。
- 江古田の森公園には立ち入り禁止区域をつくり、良好な自然環境の保全を行っている。
- 緑被率は 19.63%と区の平均 16.37%より高く、規模の大きい公園があることから公園地率も高いが、大規模な公園に挟まれた区域に身近な公園が必要な区域が見られる
- 氷川神社、新井薬師（梅照院）をはじめ、上高田には歴史のある社寺が多く分布している。
- 区内でも希少な屋敷林が残っている。
- 大規模集合住宅の跡地利用や建替計画がある。

(2) みどりの課題

- 地域の歴史と伝統を伝える社寺や屋敷林には多くの大径木樹木があり、周辺環境と一体となった保全の必要がある。
- 良好な緑化環境にある住宅地の維持・保全を図る必要がある。
- 公園と隣接する集合住宅跡地活用については、既存の公園と一体となった緑地確保が図られる必要がある。

(3) みどりの整備方針

妙正寺川のみどりを活かした地域整備
大規模公園と一体となったみどりの創出

- 大規模公園内の樹木の保全と公園機能の充実
- 集合住宅の跡地活用による公園緑地化
- 中野通り（大久保通り～新青梅街道区間）の環境軸推進地区の整備
- 中野通りの街路樹の保全と充実
- 新井薬師（梅照院）、氷川神社など地域にゆかりのあるみどり空間の保全
- 生き物の生息・生育空間の確保と連続性の整備推進

- 屋敷林や住宅地の良好なみどりの保全
- 既存樹木保全のための土地細分化の防止
- 集合住宅建替事業に伴う既存樹木の保全と緑地創出の誘導
- 身近な公園緑地の充実

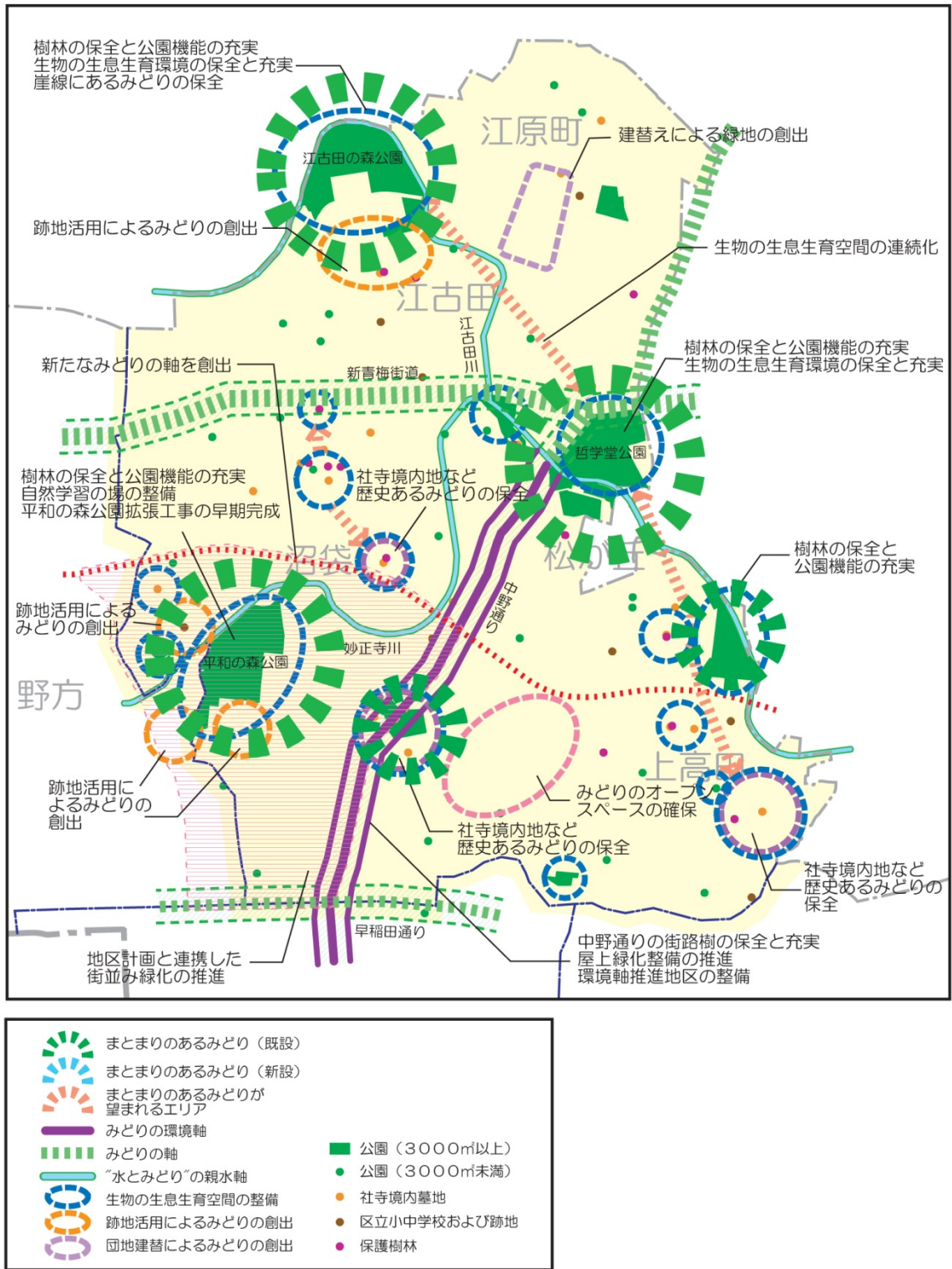


図 5-6 北東部地域整備方針図

5-6 北部地域

(1) みどりの現況

- 早稲田通り、新青梅街道沿道は建物の中高層化が進んでおり、土地区画整理事業が行われた丸山地区は基盤整備が行われ良好な住宅地を形成しているが、多くの区域では狭あい道路が多く、木造住宅が密集している区域も見られる。
- まとまりのあるみどりは蓮華寺で、公園（野方地域15公園、面積11,707.57㎡、大和地域10公園、9,340.68㎡）も箇所数は多いが全て小規模で拠点となるみどりに乏しい。
- 緑被率は13.92%と区の平均16.37%よりも低く、樹林も非常に少ない状況である。
- 低層住宅が多いため屋上緑化が少ない。
- 中央部に妙正寺川が東西方向にあるが河川沿いにはまとまりのあるみどりが少ない。
- 環七通り東側は平和の森公園周辺地区地区計画区域に指定されている。

(2) みどりの課題

- 環七通りによって地域が分断されており、東西にみどりの拠点となる公園整備が必要である。
- 現存する社寺林、屋敷林、庭木群は貴重なみどりであり、維持保全が重要である。
- 住宅密集地では防災の観点からも空地の確保、生垣緑化の推進が必要である。

(3) みどりの整備方針

妙正寺川のみどりと住宅地のみどりの創出

- 妙正寺川沿道の街路樹の充実と沿道敷地の緑化推進
- 妙正寺川沿道のポケットパーク整備
- 住宅地の良好な緑化環境の維持保全
- 生き物の生息・生育空間の確保と連続性の整備推進
- 共同建て替えなどによる緑化空間の創出の誘導
- 地区計画制度と連携した沿道生垣化や住宅緑化の充実
- 環七通り、新青梅街道沿道の建物の高層化に合わせた屋上緑化の推進
- 身近な公園緑地の充実

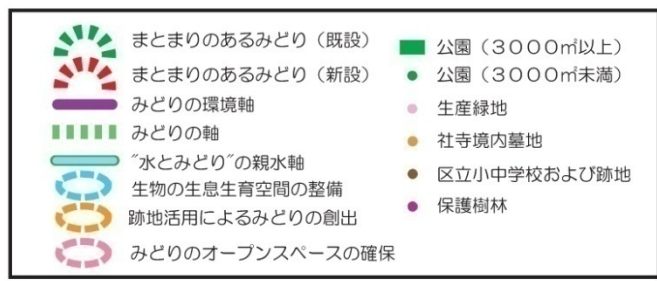
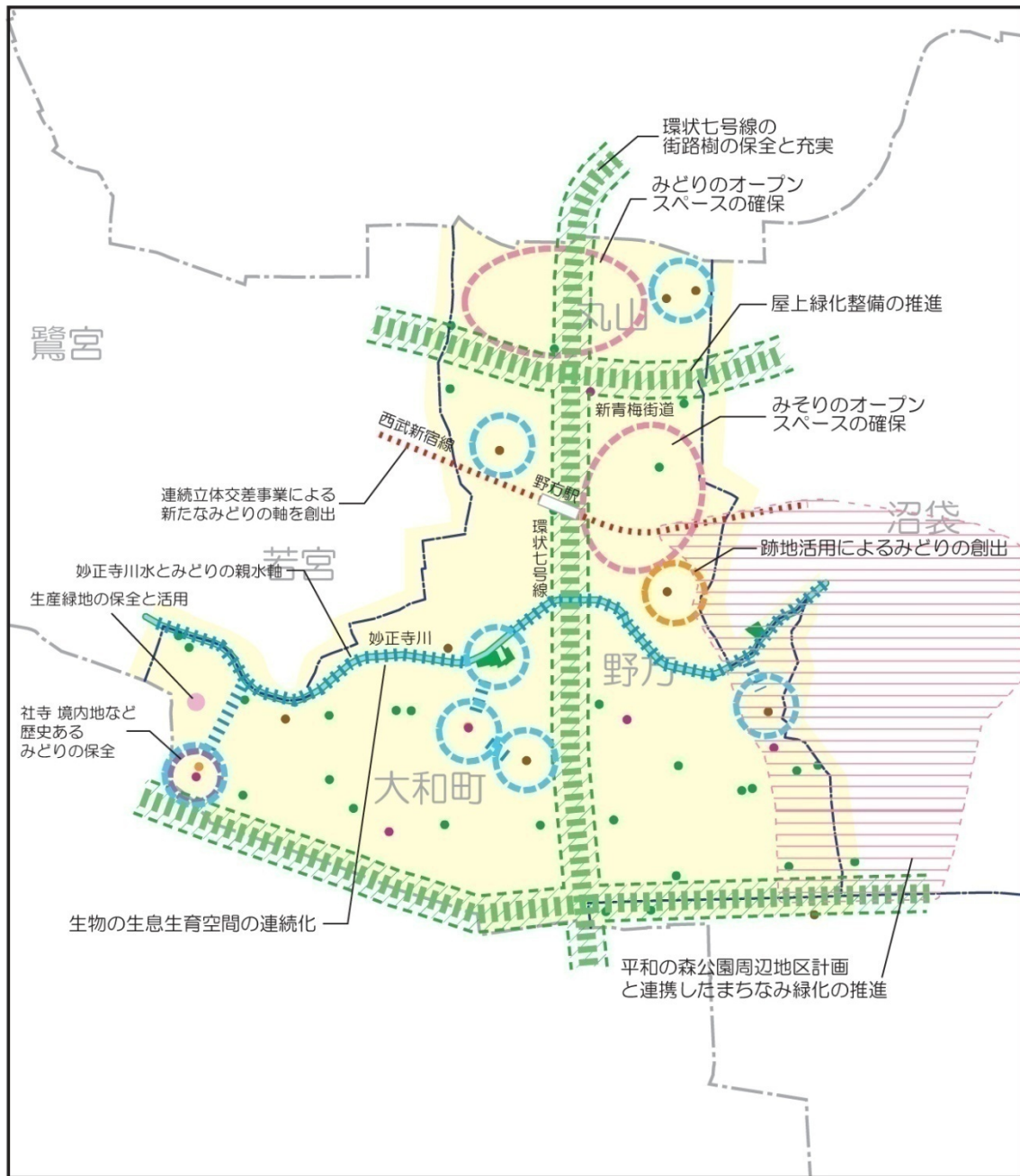


図 5-7 北部地域整備方針図

5-7 北西部地域

(1) みどりの現況

- 敷地規模の大きい低層住宅が多く静かな住宅地を形成している。この地域には生産緑地地区が残る区域である。
- まとまりのあるみどりとしては屋敷林、社寺林の分布がみられるが、公園は特に鷺宮地域センター管内では23公園、面積20,853.46㎡)と小規模なものが多く、拠点となるみどりに乏しい地域である。
- 緑被率は20.23%と区の平均16.37%より高いが、その多くが住宅地などの民有地のみどりから構成されている。
- 地域の南側には妙正寺川があり、沿線には社寺林や公園内の斜面林が見られる。
- 低層住宅が多いため屋上緑化は非常に少ない。
- 公社鷺宮西住宅、都営鷺宮アパートの建替計画がある。

(2) みどりの課題

- 民有地のみどりにより良好な環境が形成されている地域であり、民有地のみどりの維持保全を図る必要がある。
- 生産緑地をはじめとした農地の維持と活用の検討が必要である。
- みどりの拠点となる近隣公園程度(面積1ha以上)の公園整備が必要である。

(3) みどりの整備方針

妙正寺川のみどりを活かした地域整備
屋敷林・農地の残るみどりの保全の推進

- 住宅団地建替に伴う防災機能を充実したオープンスペース創出
- 妙正寺川沿道の街路樹の充実と沿道敷地の緑化推進
- 屋敷林や農地の残るみどりの多い落ち着いた住環境の保全
- 生産緑地の維持保全と解除時の買い取り
- 地域にゆかりのある社寺や屋敷林が形成するみどり空間の保全
- 生き物の生息・生育空間の確保と連続性の整備推進
- 住宅団地建替に伴う既存樹木の保全と緑地創出の誘導
- 広域避難場所付近の防災公園の整備
- 身近な公園緑地の充実
- 希少な生産緑地の維持保全

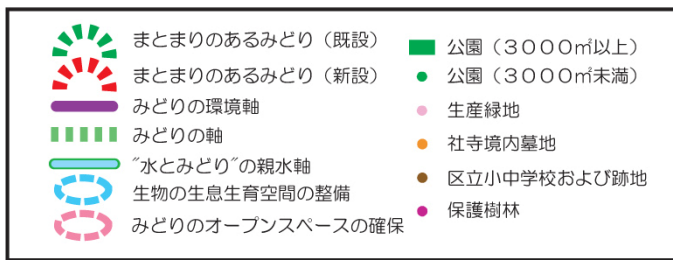
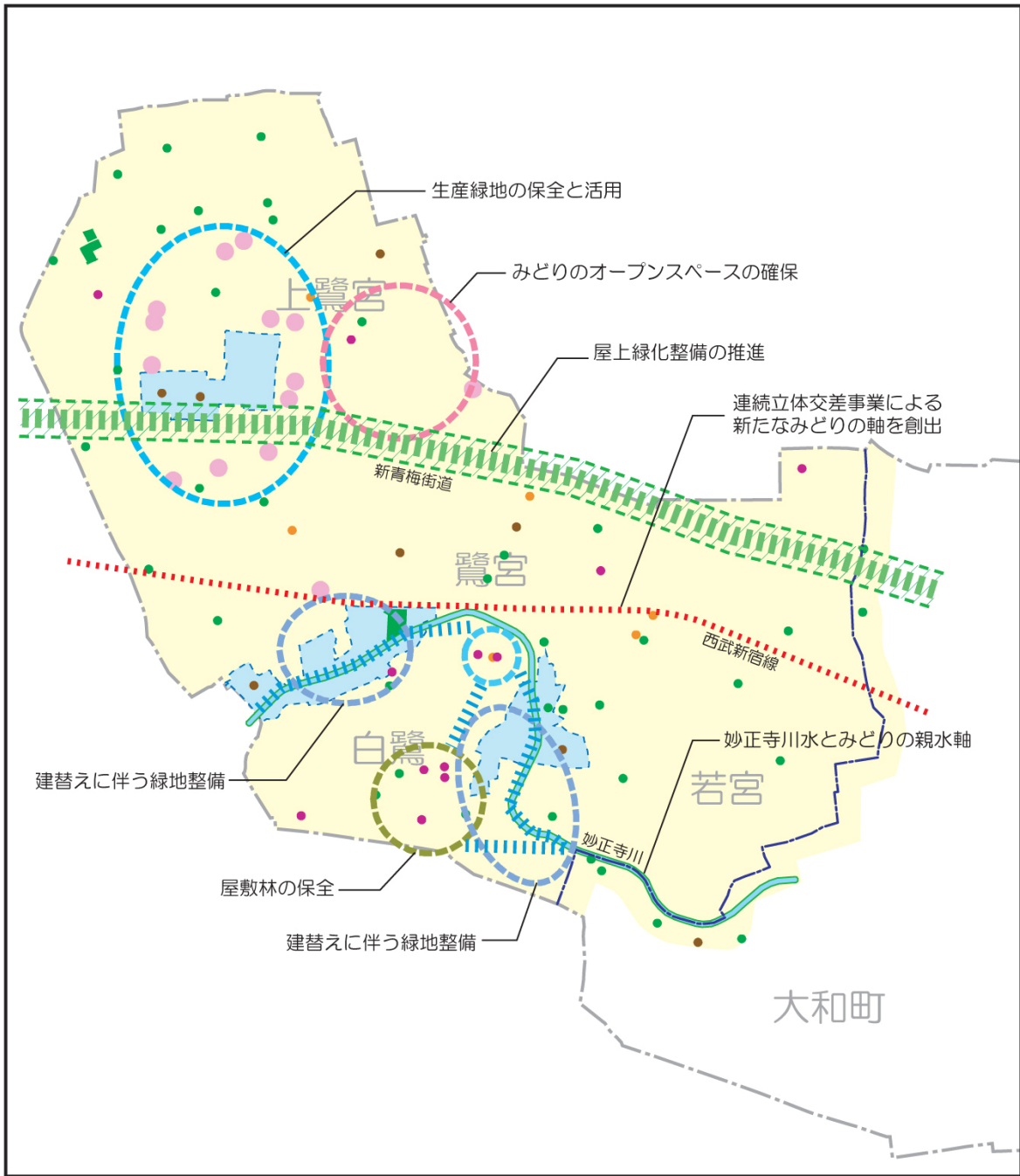


図 5-8 北西部地域整備方針図

第6章 計画実現のために

中野のまちを「みどりを守り みどりを生みだし 自然の息吹を感じ 環境と共生するまち」にしていくためには、区と、地域に住み地域で働き地域で活動する区民・事業者などが、それぞれの役割を果たしつつ、協働して知恵を出し合いながら、お互いにパートナーとなって、計画に掲げられた施策等を実効していく必要があります。

6-1 区の推進体制

みどりの保全と緑化の推進をすすめるための各種の施策は、庁内の連携と調整が必要となります。そのため関係部署から構成する緑化推進会議を通じて、組織間の連携や調整をさらに強化し、総合的な視点から効率的な対応を図ります。

また、事業の進捗管理については、年度毎に事業の達成状況の確認と事業評価を行います。評価や課題等に対しては、緑化推進会議等を活用した実施計画の見直し、改善を加え、確実な計画の推進を図っていきます。

6-2 区民・事業者・区の役割分担

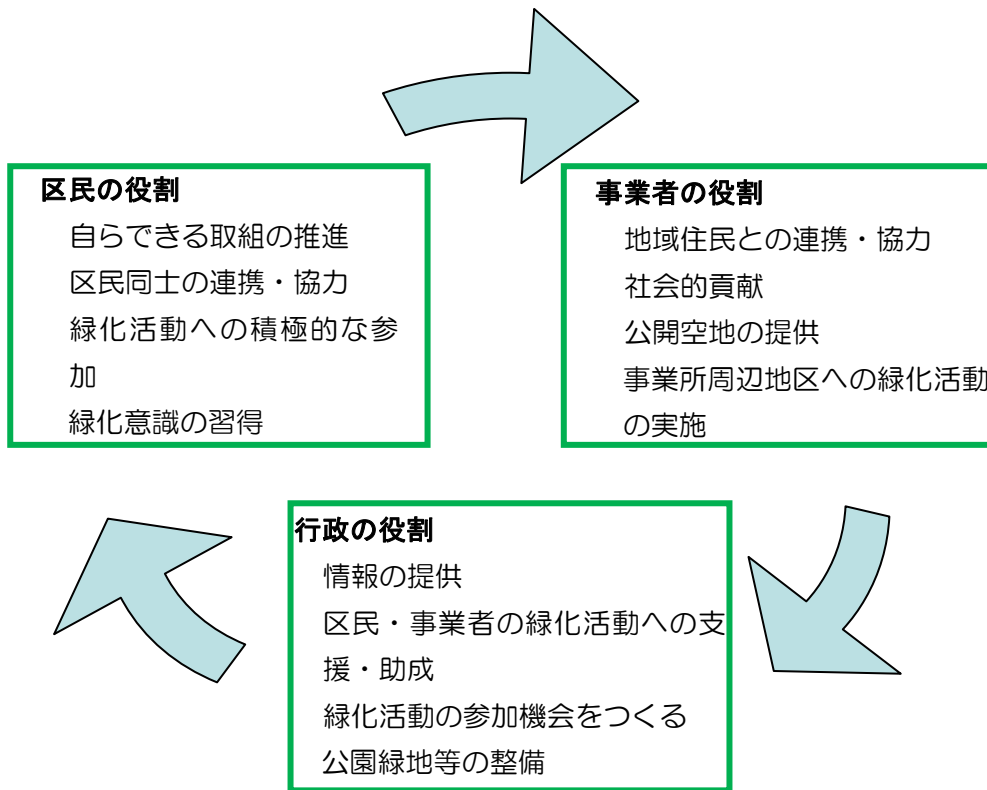
中野のみどりの充実には、区民・事業者のみなさんがみどりに関心をもって、身近なみどりを大切に感じ、日常生活の中で不可欠なものであることを認識することが第一歩となります。そのため、区ではみどりに関する情報を積極的に提供するなどの啓発活動を行います。

区民の役割として、生垣・植樹帯の整備と維持管理、庭木などの維持管理、屋上やベランダの緑化整備など、自宅のみどりの充実に取り組みます。そして自宅のみどりの充実から地域のみどりが充実するように、区民同士が連携、協力していきます。

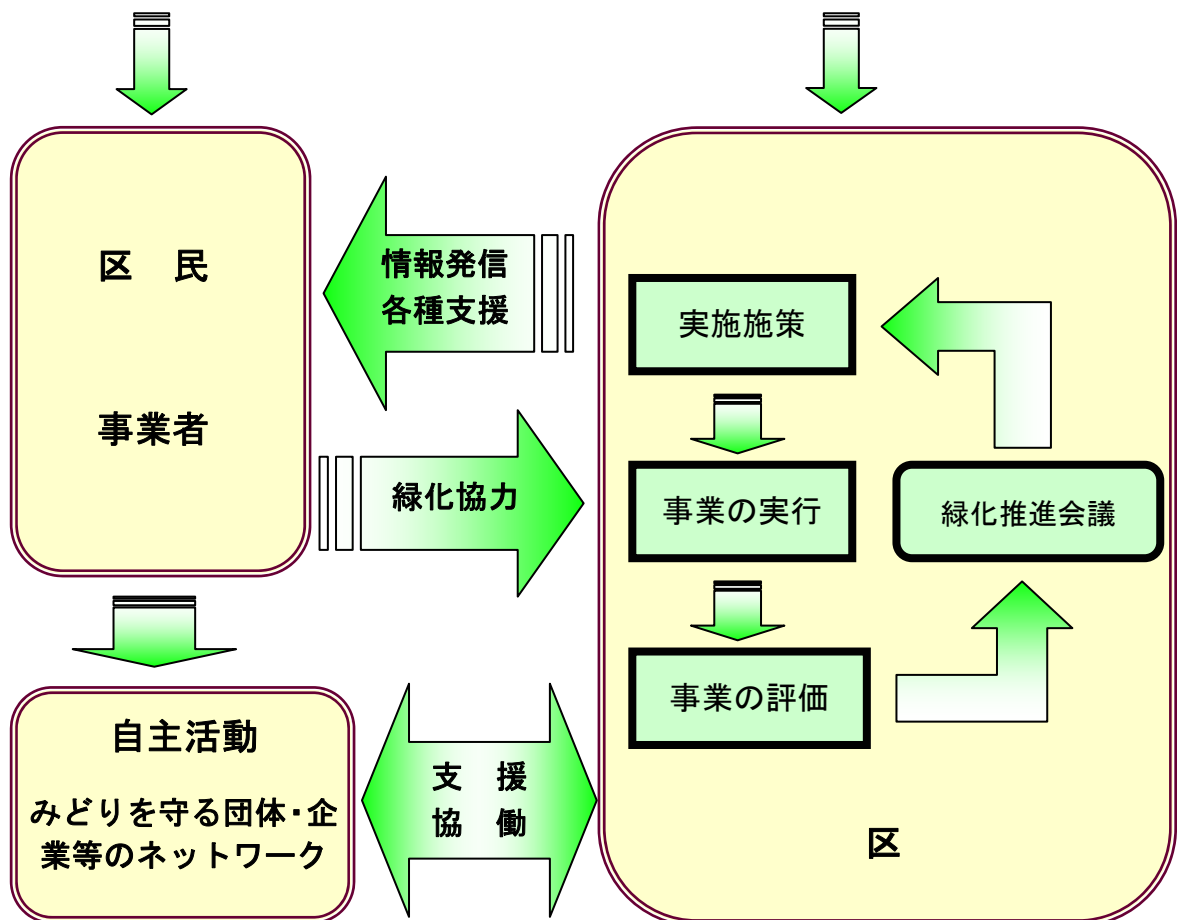
事業者の役割としては、接道部緑化、屋上緑化、壁面緑化などの緑化整備と維持管理、公開空地等による緑化スペースの地域提供など、緑化に関する社会貢献活動を行います。また緑化空間の提供だけではなく、地域住民と連携した地域緑化の充実に取り組んでいきます。

区では緑化活動の広がりを支援するために、自主的な緑化活動への支援の他、緑化活動を行いたいと考える区民への情報提供や、講座の開催、みどりの地域ボランティア団体の育成、活動の場の提供などの支援も図っていきます。

そして、地域ボランティアなどの団体や緑化支援企業が連携して、中野のみどりを守り育むネットワークが形成されるように支援を行っていきます。



みどりの基本計画



6-3 周辺区・東京都・国との連携

みどりの軸を形成している広域的な河川や幹線道路は、東京都等が所管しており、周辺区とのつながりがあります。そのためみどりの機能の充実を図るため、整備にあたっては東京都、周辺区との連携を図り、十分に意見交換をするとともに、調整を図ることが不可欠となります。

また、樹林や農地の維持保全には相続に関わるものが大きく、そのような機会に緑地の減少が起こっている状況があります。そのため、今後も緑地を残していくためには、相続税の軽減等の改善が必要となっており、国に対しても改善要望をしていきます。

第7章 資料編

7-1 広域的な緑地状況

中野区の周辺には、代々木公園や明治神宮、城北中央公園、光が丘公園、和田掘公園など、大規模な緑地が存在しています。これらの大規模緑地は、休日のレクリエーション利用の対象となっています。

また、区内では、妙正寺川、江古田川に沿って哲学堂公園周辺や江古田の森公園一帯などのまとまった規模の緑地がみられますが、近隣区に存在する緑地と比較すると小規模です。

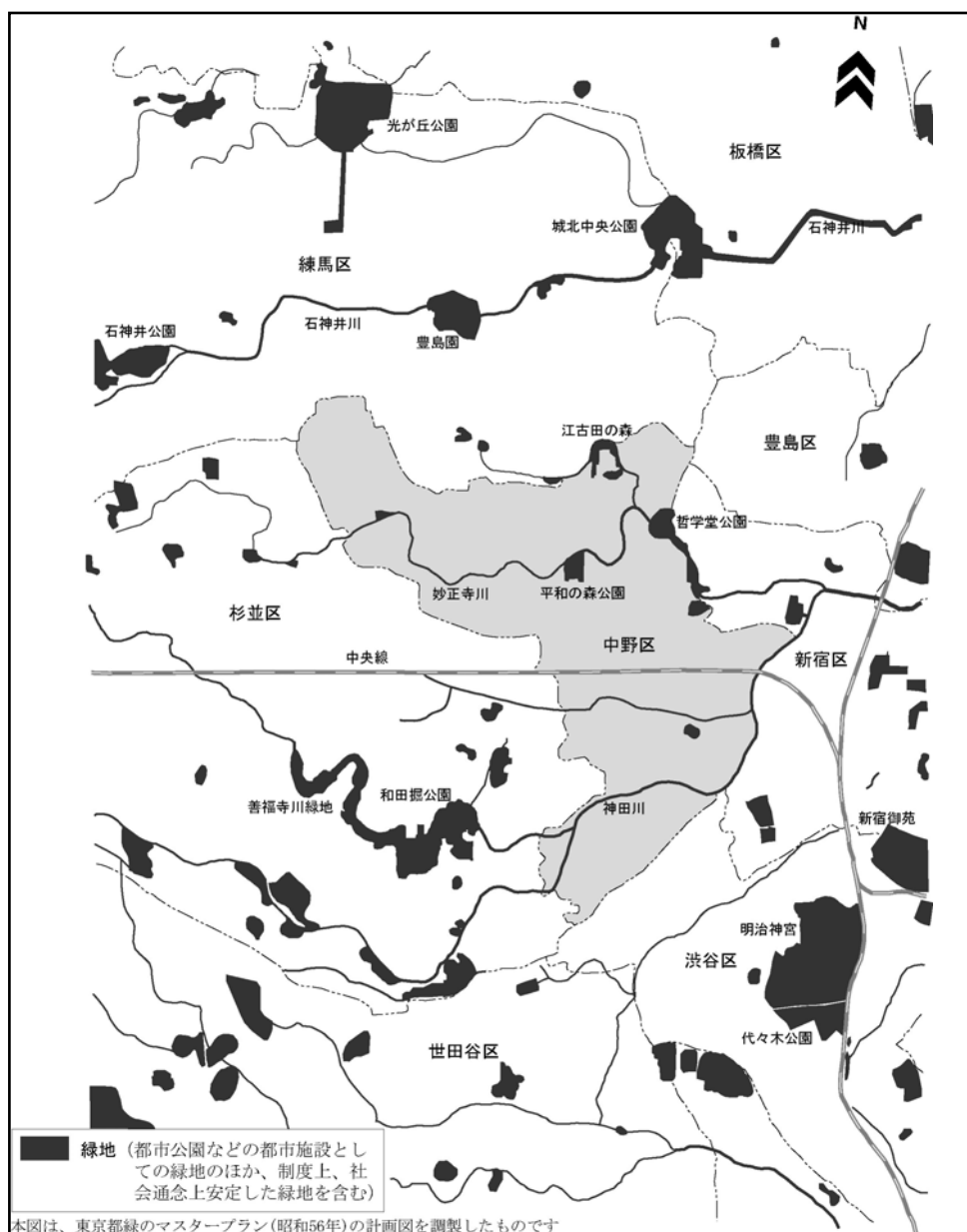


図 7-1 広域的な緑地状況

7-2 中野区の緑被分布の状況

中野区の緑被地は 254.96ha で緑被率は 16.37%です。このうち樹木は 234.99ha で 15.09%、草地は 18.19ha で 1.17%、屋上緑化は 1.78ha で 0.11%です。

表 7-1 中野区の緑被等の状況

項目	面積(m ²)	割合(%)
樹木	2,349,928	15.09
草地	181,891	1.17
屋上緑化	17,799	0.11
緑被地	2,549,618	16.37
裸地	457,171	2.94
水面	40,406	0.26
構造物被覆地	12,528,177	80.44
区全体	15,575,373	100.00

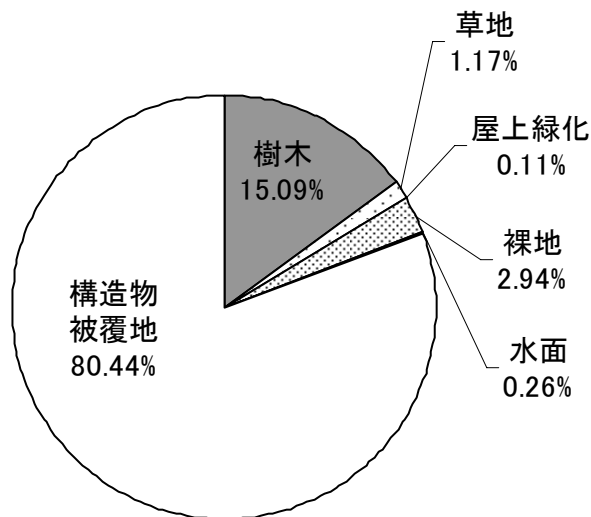


図 7-2 緑地等の割合

次に中野区の地上部緑化率（樹木率）について、戸建て住宅と集合住宅の敷地規模別の緑被率の集計を行いました。また緑化計画書制度の緑化基準と比較するために敷地規模別用途地域別の集計も行いました。

緑化計画書制度の緑化基準（緑化率）と比較すると、ほとんどの場合において緑化基準よりも高い数値であることが分かります。

表 7-2 戸建て住宅と集合住宅の敷地規模別の緑被率

	200m ² 未満	200～300m ²	300～500m ²	500～1000m ²	1000～3000m ²	3000m ² 以上
戸建て住宅	12.97%	24.33%	33.47%	43.15%	55.46%	75.64%
集合住宅	7.81%	10.27%	10.82%	11.52%	17.66%	22.84%

表 7-3 用途地域別敷地規模別の緑被率

用途地域	建ぺい率	200m ² 未満	200～300m ²	300～500m ²	500～1000m ²	1000～3000m ²	3000m ² 以上	緑化基準の緑化率
1種低層住居専用地域	40	17.06%	24.33%	28.18%	25.00%	25.29%	19.07%	12.0%
	50	13.74%	21.28%	25.21%	24.89%	18.40%	14.95%	10.0%
	60	12.68%	20.02%	24.94%	24.09%	27.44%	18.22%	8.0%
1種中高層住居専用地域	60	10.62%	15.64%	19.33%	21.31%	24.27%	19.34%	8.0%
2種中高層住居専用地域	60	9.52%	22.87%	15.12%	16.32%	5.08%	0.00%	8.0%
1種住居地域	60	10.58%	14.50%	14.90%	14.63%	15.94%	14.13%	8.0%
近隣商業地域	80	7.89%	9.26%	8.58%	9.99%	10.96%	11.50%	4.0%
商業地域	80	7.99%	8.26%	5.26%	2.28%	8.58%	15.05%	4.0%
準工業地域	60	27.76%	0.00%	0.00%	46.86%	8.12%	9.66%	8.0%
準工業地域(特別工業地区)	60	9.63%	9.02%	5.74%	11.73%	8.56%	18.37%	8.0%

7-3 中野区の地形と緑被の関係

中野区は武蔵野台地東部に位置し、台地と谷の起伏の多い地形の中で市街地が発達してきました。一部暗渠化された川や水路、平坦化された土地など、形を変えてしまったところもありますが、台地、谷、そして崖線という武蔵野台地地形の構成は、その骨格を大きく変えることなく土地利用が進んできました。

現存する大きくまとまった緑被は、いずれも崖線から台地の縁端部にかけて立地し、かつ区の北東部に集中しています。社寺境内地も、崖線から台地の縁辺にかけて多く分布し、まとまった緑被となっています。また、北西部台地上には市街化された中にも農地が残存しています。区の南部ではまとまった緑被はわずかしか存在していません。

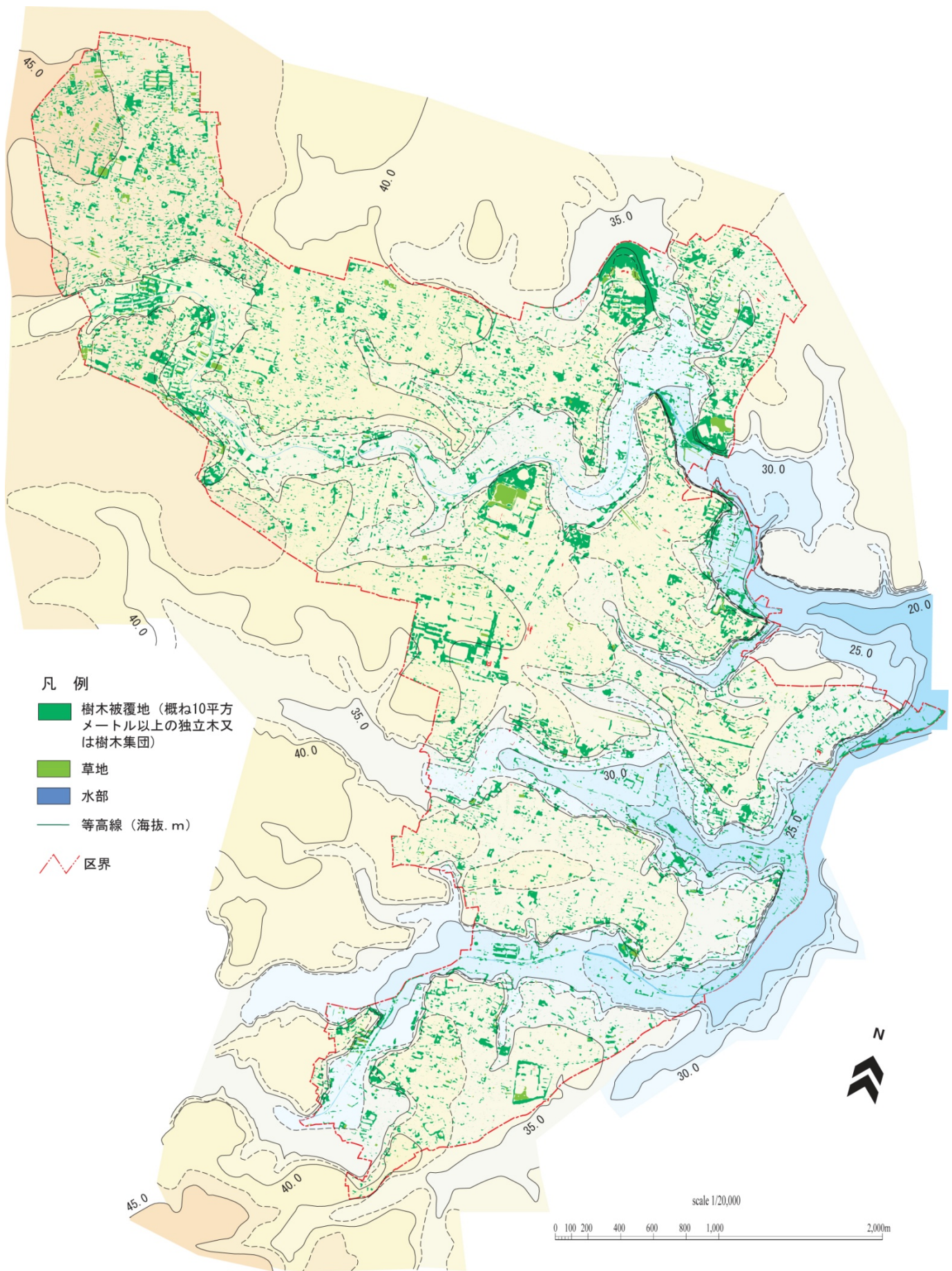


図 7-3 地形と緑被の関係図

7-4 接道部緑化の状況

中野区全域において、生垣が 2,271 箇所で延長 33,231.6m、植樹帯は 1,725 箇所で延長 26,050.5mです。

表 7-6 接道部緑化の状況

規模	生垣		植樹帯		合計	
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
10m未満	1,313	7,654.6	1,066	5,739.4	2,379	13,394.0
10～20m	567	7,731.6	337	4,625.0	904	12,356.6
20～30m	160	3,843.2	128	3,046.7	288	6,889.9
30～50m	136	5,216.1	91	3,520.0	227	8,736.1
50m以上	95	8,786.1	103	9,119.4	198	17,905.5
合計	2,271	33,231.6	1,725	26,050.5	3,996	59,282.1

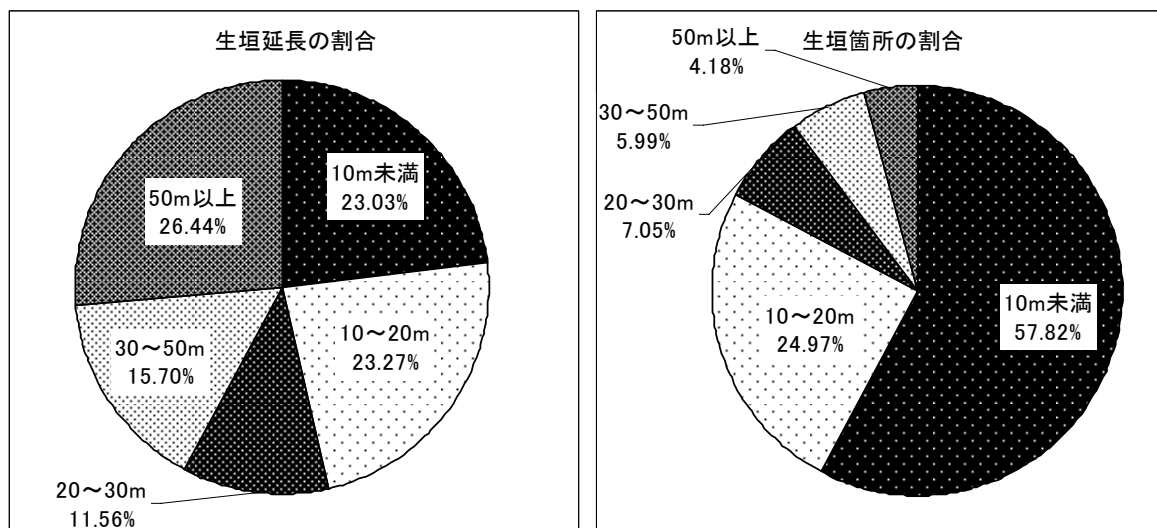


図 7-4 生垣の規模別延長と箇所の割合

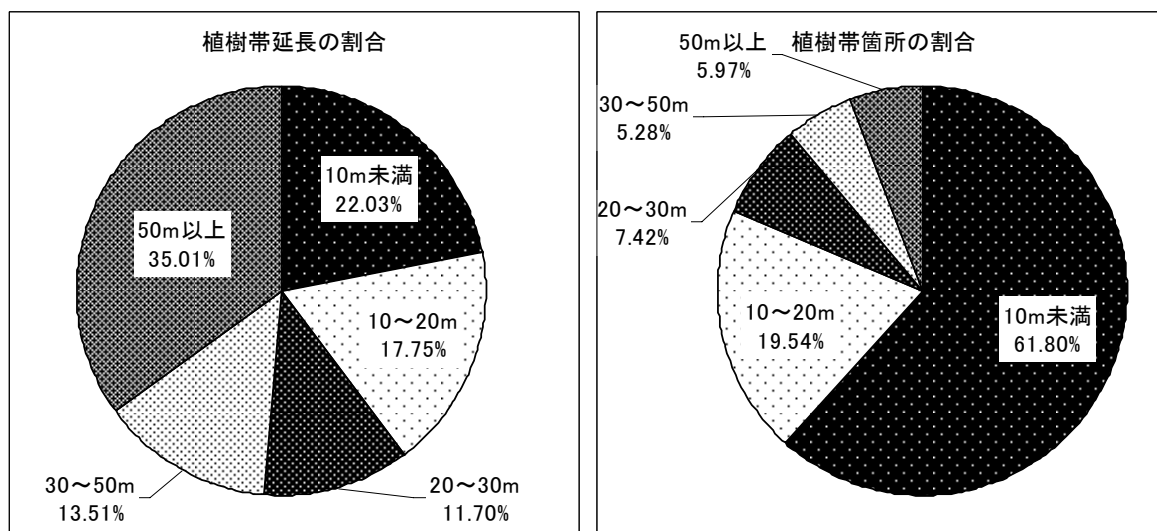
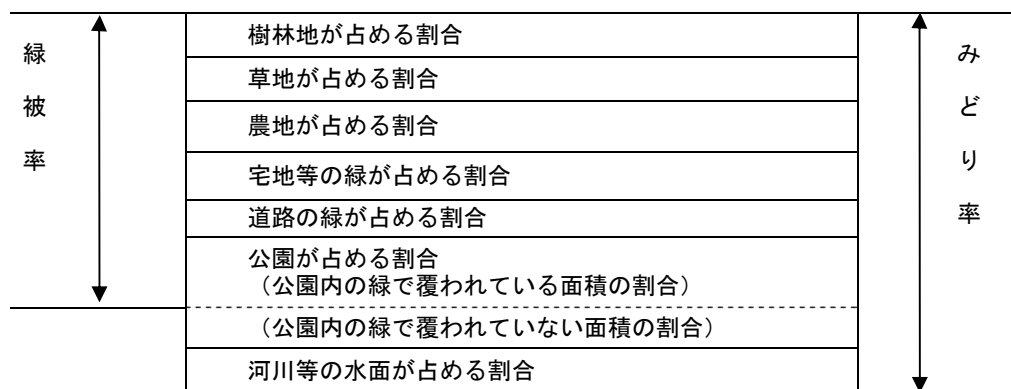


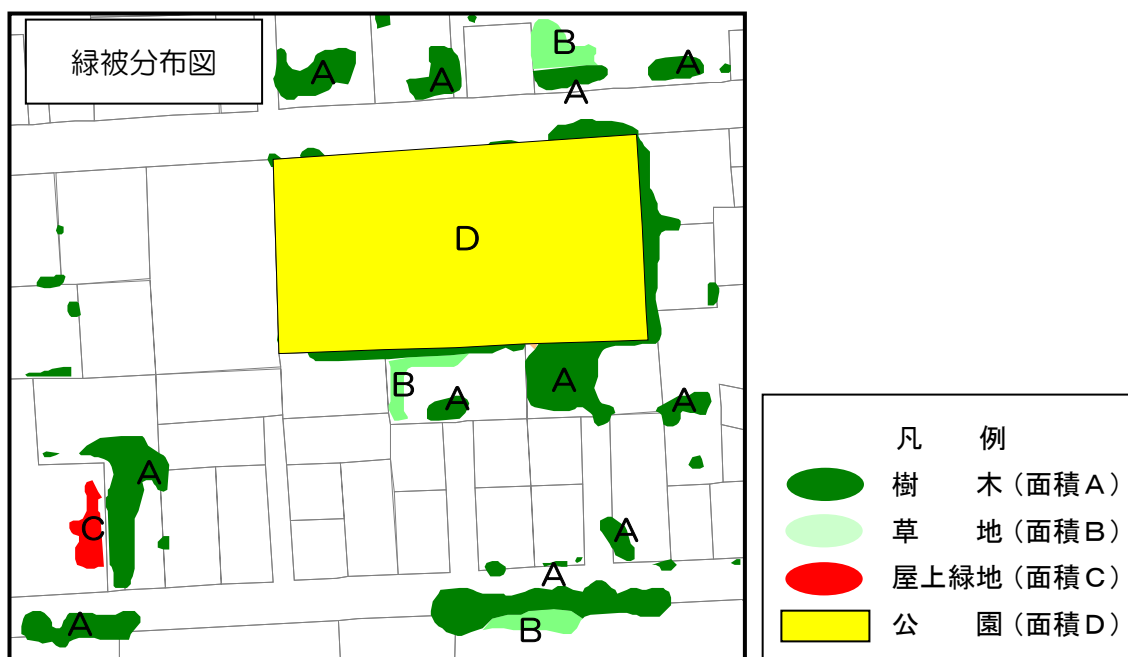
図 7-5 植樹帯の規模別延長と箇所の割合

7-5 みどり率について

みどり率とは、東京都が「東京構想2000」「緑の東京計画（2000年）」においてみどりの量の指標として設定したもので、「緑被面積」に「河川等の水面の占める割合」と「公園内にある樹林等のみどりで覆われていない面積」を加えたもので、ある地域における公園、街路樹（環境施設帯を含む）、樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑地を含む）、河川、水路、湖沼などの面積がその地域全体の面積に占める割合を指しています。



「緑の東京計画」（平成12年12月、東京都）より



$$\text{みどり率 (\%)} = \frac{A+B+C+D}{\text{地域面積}} \times 100$$

本計画の目標の指標としているみどり率の内訳は次に示すとおりです。

現在ある樹木等の維持保全を第一の目標としています。

樹木は山手通りをはじめとした都市計画道路等の街路樹の新たな整備と警察
 大学校等跡地利用で新たに整備される公開空地の面積を見込んでいます。

草地については区立小中学校の校庭芝生化による増加を見込んでいます。

屋上緑化については、過去の屋上緑化整備の実績から増加面積を想定していま
 す。

表 7-4 みどり率の内訳

年度	項目	みどり					公園
		樹木 (公園以外)	草地 (公園以外)	屋上緑地 (公園以外)	水面 (公園以外)		
平成20年度 (2008年度)	面積 (ha)	273.2	212.9	15.2	1.8	4.0	39.3
	割合 (%)	17.5	13.7	1.0	0.1	0.3	2.5
平成30年度 (2018年度)	面積 (ha)	288.0	219.6	18.2	3.4	4.0	45.5
	割合 (%)	18.5	13.9	1.2	0.2	0.3	2.9

※樹木(公園以外)草地(公園以外)…は、区全体の樹木面積から公園内の樹木面積を差し引いた値である。

表 7-5【参考】緑被率の内訳

年度	項目	緑被				公園内の 緑被
		樹木 (公園以外)	草地 (公園以外)	屋上緑地 (公園以外)		
平成20年度 (2008年度)	面積 (ha)	255.0	212.9	15.2	1.8	25.1
	割合 (%)	16.4	13.7	1.0	0.1	1.6
平成30年度 (2018年度)	面積 (ha)	265.8	219.6	20.3	3.4	27.3
	割合 (%)	17.3	13.9	1.2	0.2	1.8

※公園内の緑被は公園面積の70%とする。
 (H19調査では公園全体の緑被率は65.7%)

7-6 公園について

主な公園種別は次のとおりです。なお、住区基幹公園の誘致距離については、「都市公園法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第101号）」により、数値表示を行わないこととしていますが、標準的な誘致距離として以下に示すとおりです。

参考資料：主な公園種別

種類	種別	内容
基幹公園	住区基幹公園	
	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積0.25haを標準として配置する。（誘致距離は概ね250m）
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積2haを標準として配置する。（誘致距離は概ね500m）
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積4haを標準として配置する。（誘致距離は概ね1km）
	都市基幹公園	
	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たりの面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

7-7 改定の経過

中野区みどりの基本計画の改定までの主な経過は、以下のとおりです。

平成20年

- 5月29日 中野区みどりの基本計画改定基本方針策定
- 6月11日 区議会第二回定例会（建設委員会）報告
- 6月13日 区議会（環境対策特別委員会）報告
- 10月17日 区議会第三回定例会（建設委員会）報告
- 10月27日～11月24日 中野区の将来のまちづくりに関する意見交換会（17会場）
（都市計画マスタープラン改定と合同開催）

平成21年

- 1月23日 区議会（建設委員会）報告
- 1月23日～2月1日 中野区の将来のまちづくりに関する意見交換会（7会場）
（都市計画マスタープラン改定と合同開催）
- 2月9日 区議会（建設委員会）報告
- 5月12日 中野区みどりの基本計画改定素案策定
- 5月12日 区議会（建設委員会）報告
- 5月19日～5月24日 みどりの基本計画に関する意見交換会
「みどりの基本計画改定素案について」
- 6月2日 中野区みどりの基本計画改定案策定
- 6月9日 区議会第二回定例会（建設委員会）報告
- 7月10日～7月31日 パブリック・コメント手続
- 8月31日 中野区みどりの基本計画策定

**中野区みどりの基本計画
改定版**

平成 21 年〇月 発行

発行 中野区
〒164-8501
東京都中野区四丁目八番一号
TEL03-3389-1111（代表）

編集 中野区都市整備部都市計画分野